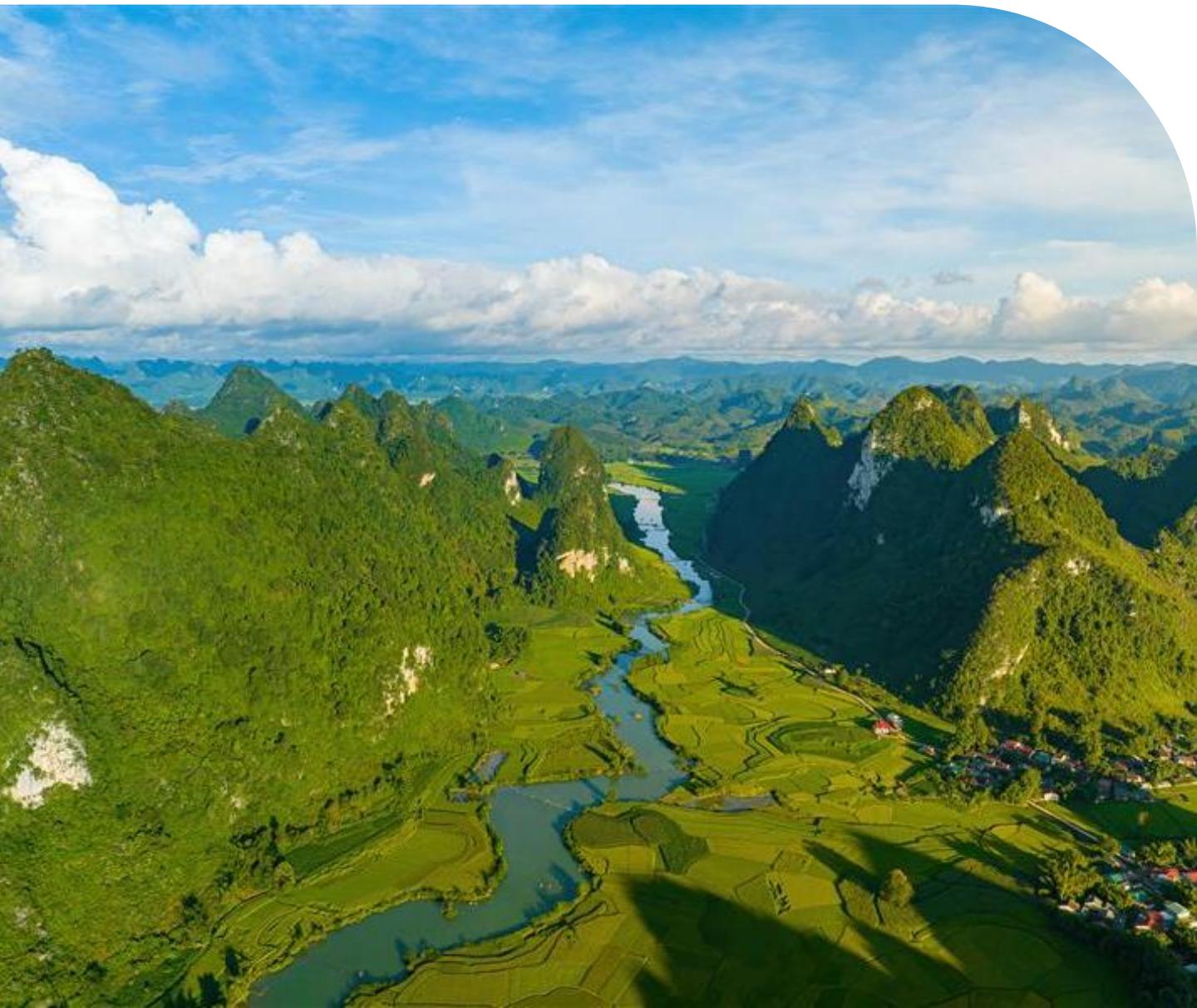


Doing Business in Vietnam

2025



目次

01

序文	03
I. 国概要	05
主要統計と実態	06
政治	07
経済	08
社会	10
技術	12
環境	13

02

II. ベトナム経済	14
近年の経済状況	15
新たな貿易圧力に直面するベトナムの戦略	20
ベトナムにおけるESGの状況	24
資本市場とM&A市場	26

03

III. 投資の主要な分野	29
製造	30
再生可能エネルギー	33
情報技術	35

04

IV. ベトナムでの設立	37
V. 会計・監査	43
VI. 課税	50
法人税(CIT)	52
移転価格(TP)	58
付加価値税(VAT)	59
個人所得税(PIT)	63
外国契約者税(FCT)	68
二重課税協定(DTA)の回避	71
その他課税	72
VII. 労働	74

05

Grant Thornton (Vietnam) Limitedについて	80
--------------------------------------	----

注意事項：本ガイドラインは一般的なものであり、個人または法人の状況に対応するものではありません。弊社は、正確かつタイムリーな情報を提供するよう努めますが、これらの情報が本ガイドを受領した時点においても正確であること、または将来にわたっても正確であることを保証するものではありません。実務上、具体的な問題が発生した場合には、ベトナムの法令を参照し、適切な専門家の助言を得ることが必要になることが多いと思われます。さらに専門的な指導が必要な場合は、ご相談に応じるとともに、弊社がお役に立てるることは何かを確認させていただきます。

序文

ベトナム経済は2024年、国内消費・輸出・外国直接投資（FDI）という主要な成長エンジンが徐々に回復するなか、実質GDP成長率7.09%という顕著な回復力を示しました。政策立案から実行に至るまで一貫した政府の取り組みがこの成果を支え、世界的な不確実性の中でも成長の勢いを維持しました。しかし2025年は、より複雑な局面を迎えています。最近の米国による関税発表を受けて貿易摩擦が高まり、ベトナムの成長軌道に新たな圧力が加わっています。これは厳しい局面である一方、転換点でもあります。制度改革の大規模な推進を通じて国内の基盤を強化し、民間部門を成長の中核として活性化し、より高品質なFDIの誘致や付加価値生産の推進によってグローバル・バリューチェーンの上位へと進む好機でもあります。

投資家にとってベトナムは依然として活力と戦略性に富む投資先です。ただし、国がより深い構造改革へ移行するなかで、変化するビジネス環境を見極めるには、より鋭い洞察と周到な準備が求められます。本ガイドは、2025年のベトナム投資環境を形づくる法的枠組み、規制手続き、主要分野に関する実用的かつ最新の情報を探し、その道のりを支援することを目的としています。

Nguyen Chi Trung

CEO and Managing Partner





この刊行物をお届けするにあたり、ホーチミン市貿易投資促進センター（ITPC）をパートナーとして迎え、ベトナムの進化する市場で機会を探る皆さんに貴重な洞察を提供できることを光栄に存じます。

ホーチミン市貿易投資促進センター（ITPC）

ITPCはホーチミン人民委員会庁舎直属の政府機関であり、ベトナムでも最も活気ある経済拠点の一つで貿易促進、投資誘致、そして事業を展開する企業の支援を担っています。幅広いネットワーク、豊富な経験、国内外市場への深い理解を活かし、ITPCは世界の投資家と地元のビジネス機会を結ぶ重要な架け橋として機能しています。

連絡先

住所 : 51 Dinh Tien Hoang, Da Kao Ward, District 1,
Ho Chi Minh City
電話 : (84-28) 38236738 - 39101304
ファックス : (84-28) 38242391
電子メール : itpc@itpc.gov.vn

国概要



主要統計と実態

位置

東南アジアに位置し、中国、ラオス、カンボジア、南シナ海と国境を接しています。



総面積

331,338 km²

気候

北部は湿潤亜熱帯気候、中部および南部は熱帯気候です。



陸上
93.6%

時間帯

インドシナ時間 (ICT)、UTC+7に属し、夏時間は採用していません。



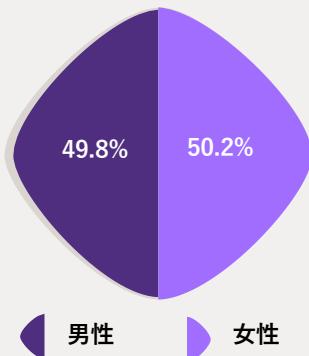
海上
6.4%



人口（2024年） 1億110万人

ベトナムの人口は世界第16位、東南アジアでは第3位です。

- 15歳未満 : 23.3%
- 15~64歳 : 67.4%
- 65歳以上 : 9.3%



2025年4月12日付Resolution No. 60-NQ/TWにより、ベトナムは省級行政単位を63から34に削減し、中央直轄市6都市を含みます。

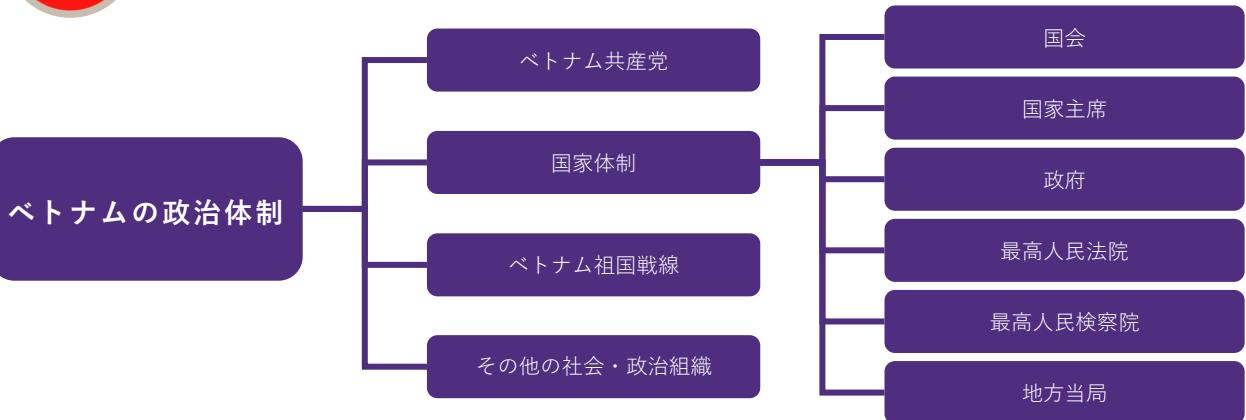
- ハノイ（首都）
人口：870万人
- ハイフォン
人口：410万人
- フエ
人口：120万人
- ダナン
人口：280万人
- ホーチミン市
人口：1,360万人
- カントー
人口：320万人

（出典：ベトナム国家統計局 (NSO)、ベトナム農業環境省 (MAE)、ベトナム政府ポータル）

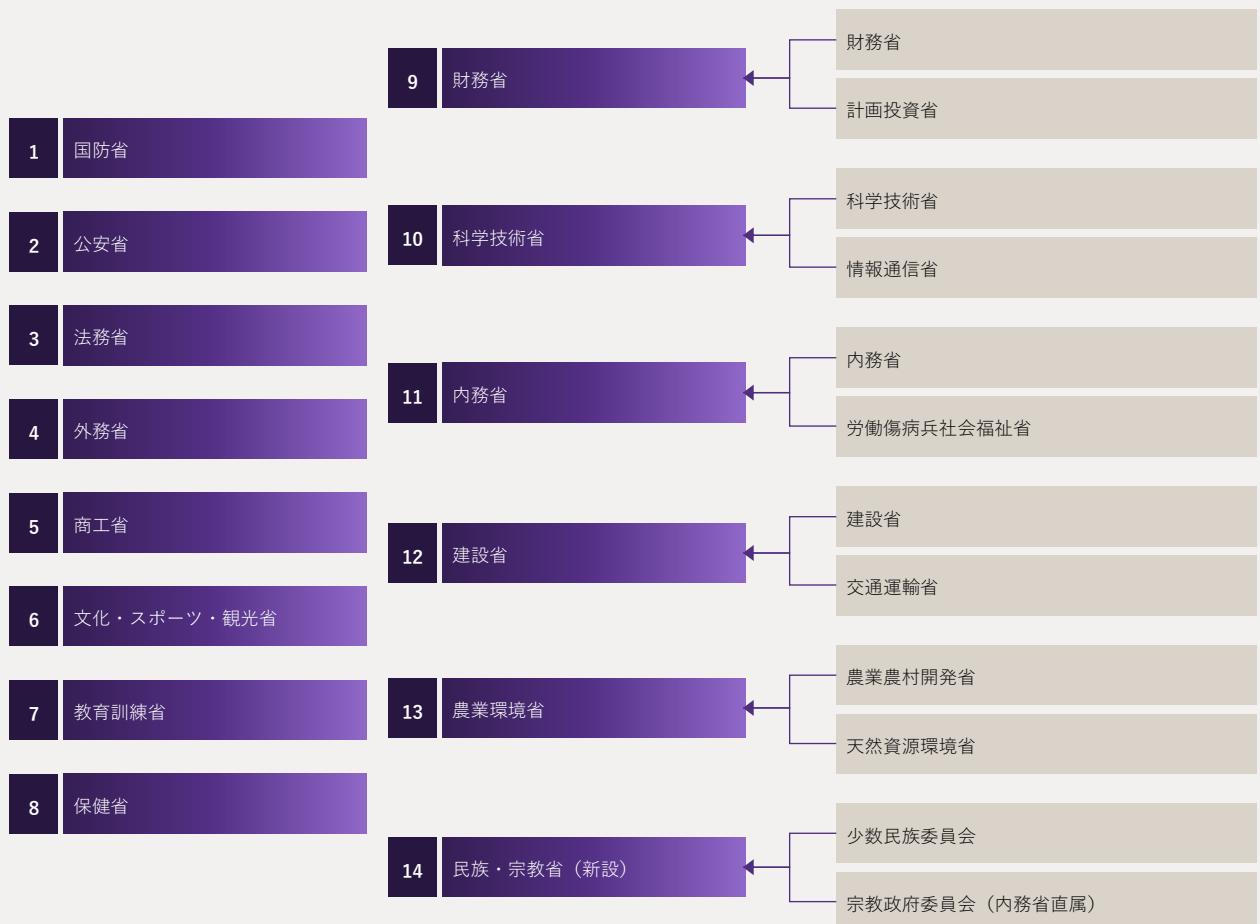
政治



政府の形態
社会主義共和国



2025年、政府の組織構造を合理化することを目的として、**Resolution No. 176/2025/QH15**が公布されました。この**Resolution**により、省の数を14に削減し、3つの省級機関のみを存続させることとなりました。省級機関には、政府事務局、政府監察院、ベトナム国家銀行 (SBV) が含まれます。新たに設置された14省の中には、いくつかの省の統合および新設された1つの省が含まれています。



(出典：ベトナム政府ポータル)

経済

マクロ経済概観



GDP成長率（2024年）
7.09%



三つの経済分野の
成長率（2024年）

- 農林水産業
+ 3.27%
- 産業と建設
+ 8.32%
- サービス
+ 7.38%



収入状況
中低収入者層



1人当たりGDP（2024年）
4,700USD

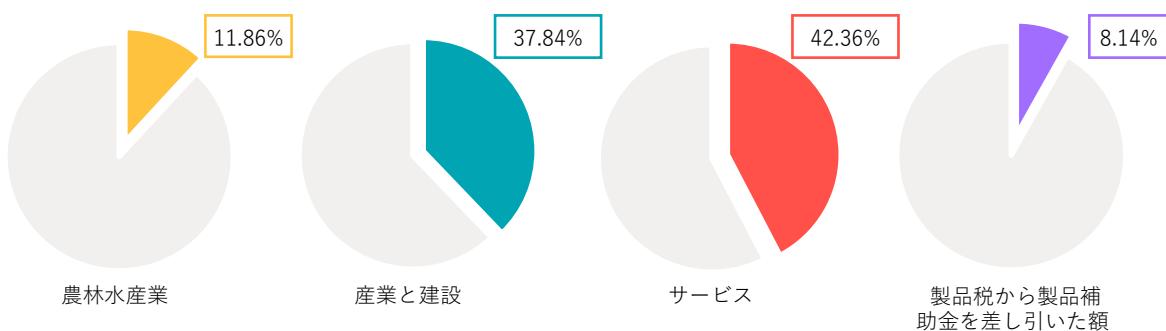


CPI成長率（2024年）
3.63%



コアインフレ：2.71%

経済構造



海外直接投資（2024年）

382.3億USD
登録資本金総額

253.5億USD
の払込資本金

114か国・地域
がベトナムに投資

2024年の上位投資国



シンガポール



大韓民国



中国



香港



日本



台湾

2024年の上位投資分野



製造と加工



不動産



電力の生産と配給



卸売・小売

(出所：NSO)

国際貿易



貿易黒字（2024年）

248億USD



自由貿易協定（FTA）

17のFTAが有効

輸出

4,055億USD

主要輸出市場



アメリカ



中国



ヨーロッパ



東南アジア
諸国連合

輸入

3,808億USD

主要輸入市場



中国



大韓民国



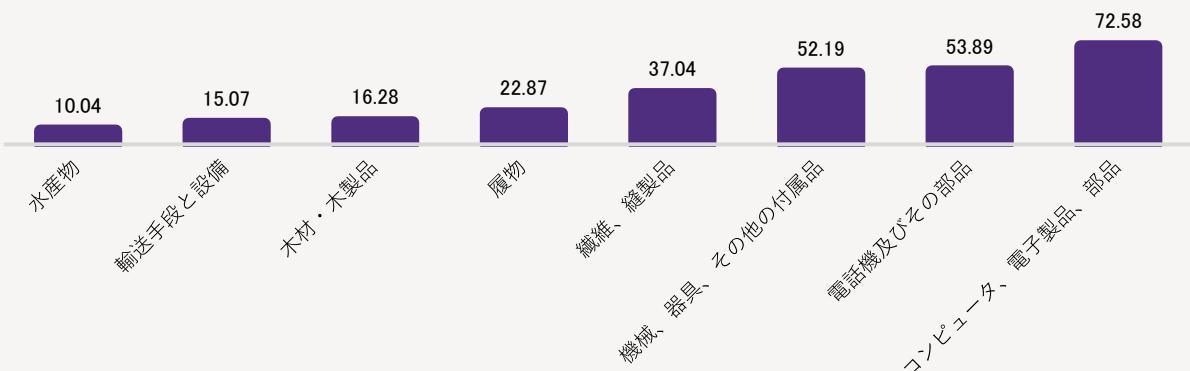
東南アジア
諸国連合



台湾

2024年ベトナムの主要輸出品目

単位：億USD



2024年ベトナムの主要輸入品目

単位：億USD



（出所：NSO、ベトナム商工省（MoIT））



社会

労働と雇用

労働力 (2024年)



5,300万人

労働年齢人口

労働力参加率： 68.9%



28.3%

資格を有する訓練労働者

失業 (2024年)

2.24%

失業率

(2023年から▼0.04%)

7.83%

若年失業率 (15~24歳)

生活水準

月額
770万ベトナムドン

労働者の平均収入



都市部

月額930万ベトナムドン



農村部

月額670万ベトナムドン

生活費

2024年にベトナムにおける生活費水準が最も高い市・省 (ハノイ = 100%)

1

ハノイ

100%

4

ハイフォン

98.43%

2

クアンニン

99.94%

5

ダナン

98.21%

3

ホーチミン市

99.80%

6

ドンナイ

98.13%

(出所: NSO)

ビジネスマナー

挨拶

- ビジネスの場では、握手が最も一般的な挨拶です。
- 握手に軽いお辞儀やうなずきを添えることもあります。
- 握手をしない場合は、敬意を示すうなずきと笑顔が適切です。



ビジネスミーティング

- 対面またはオンラインの会議は、少なくとも1週間前に予定を立てます。
- 初回の会議では、名刺をしまう前に必ず目を通します。
- 会議後の懇親会に備えておくと良いでしょう。



ベトナム人の呼称

- ベトナムでは氏名の順序は「姓・ミドルネーム・名」です。
- 通常、名で呼ぶのが慣習です。
- Mr.、Mrs.、Ms.などの敬称や、関連する職業上の肩書きを用います。



贈り物

- 特別な行事やビジネス会議の際に、贈り物をする習慣があります。
- 高価である必要はなく、心のこもったものであることが大切です。
- 贈り物は、敬意を示すためその場で開けないのが一般的です。



ビジネスウェア

- ビジネス服装は伝統と現代的なプロフェッショナリズムのバランスを取ります。
- 男性はシャツにスラックス、またはフォーマルな場ではスーツを着用します。
- 女性はフォーマルなブラウスにスカートまたはスラックス、あるいはワンピースを着用します。



祝祭日



技術

インターネットリソース



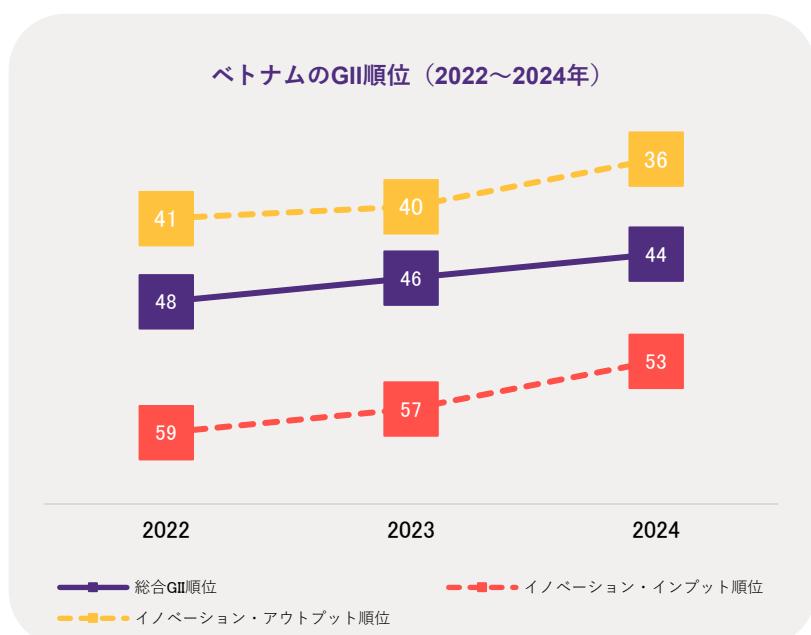
イノベーション

44/133

ベトナムのグローバル・イノベーション・インデックス（GII）順位（2024年）

※GIIは2つのサブ指標で国のイノベーション実績を測定します。

- インプット：制度、教育、インフラなどイノベーションを可能にする要素。
- アウトプット：知識、技術、創造性といった成果。



公的部門の技術導入

71/193

ベトナムの電子政府開発指数（EGDI）順位（2024年）

2024年の国連電子政府開発指数（EGDI）において、ベトナムは193か国中71位となり、2022年から15ランク上昇しました。これは過去最高位であり、初めて「（非常に高い）」グループに到達しました。ベトナムのEGDIスコアは0.7709で、世界平均（0.6382）、アジア平均（0.6990）、東南アジア平均（0.6928）を上回っています。

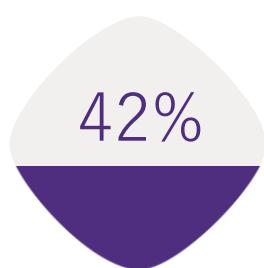
（出典：NSO、ベトナム科学技術省（MoST）、DataReportal）

環境

天然資源

森林資源

全国森林被覆率（2024年）



森林面積（被覆率算定の基準を満たさない森林面積を含みます）：14,860,309ヘクタール

- 天然林：10,129,751ヘクタール
- 人工林：4,730,557ヘクタール

鉱物資源

エネルギー鉱物



- 石油、ガス
- 石炭
- 地熱

産業用鉱物



- アパタイト、バライト、グラファイト
- カオリン、石英

金属鉱物



- ボーキサイト、レアアース
- チタン、タンゲステン
- クロム鉄鉱

建設資材



- 石灰石、粘土、砂
- 装飾用石材

水資源

3,450本の河川・小川

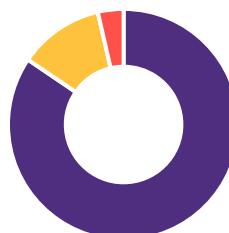
最も重要な流域：南部のメコンデルタ、北部の紅河デルタ

9,359億 m³/年

推定年間利用可能淡水総量（地表水および地下水を含む）

土地資源

ベトナムの土地利用内訳



ベトナムのネットゼロへの取り組み – 2030年までの主要目標

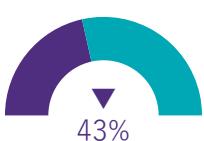
ベトナム「2050年国家気候変動戦略（NCCS）」より

2030年までに、ベトナムは温室効果ガス総排出量を事業継続シナリオ比で43.5%削減することを目指しています。この国家目標は以下の各分野別に設定されています。

林業



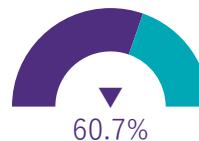
農業



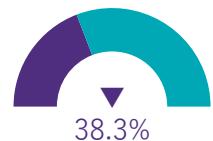
エネルギー



廃棄物処理



産業



（出典：MAE、ベトナム政府ポータル）

ベトナム経済



最近の経済状況

2024年概況：厳しい年を経て勢いの取り戻し

世界的な景気減速や地政学的緊張、国内では不動産セクターの停滞や台風ヤギのような自然災害など多くの困難に直面したにもかかわらず、ベトナム経済は持ちこたえ、回復力を示しました。2024年の実質GDP成長率は7.09%となり、2023年の5.05%から大幅に改善しました。この数字は国会が掲げた目標（6.0–6.5%）を上回るだけでなく、2020～2024年の期間においても2022年の8.02%に次ぐ高い実績となっています。

名目では、ベトナムのGDPは約4,763億USDに達し、一人当たりGDPは約4,700USDに上昇、前年から377USDの増加となりました。これによりベトナムは世界の経済規模で上位40位に入り、世界ランキングで着実に順位を上げ続けています。



ASEAN-6各国の2024年GDP成長率
単位：%



ベトナムの成長は三つの主要な経済部門すべての寄与によって支えられました。

- 工業・建設部門は8.24%成長し、GDP成長に45.17%寄与
- サービス部門は7.38%成長し、最大の寄与率である49.46%の寄与
- 農林水産業は3.27%成長し、5.37%の寄与

2024年の目覚ましい成長の背後には主に（1）従来の成長柱の段階的な回復と（2）公共投資や強力な支援政策を通じたベトナム政府の積極的な役割、という二つの主要因があります。

回復力の三本柱：消費、輸出、対外直接投資（FDI）

第一に、2024年のベトナム経済を牽引する上で、国内消費が重要な役割を果たしました。現行価格ベースの小売商品・消費者サービス総売上高は6,391兆VNDを記録し、2023年比9%増となりました。この好調な業績は、主に家計所得の増加、付加価値税（VAT）減税政策、各種割引・消費刺激策によって牽引され、特に祝祭期や年末商戦期に個人消費を効果的に押し上げました。ベトナムにおける電子商取引（EC）の著しい成長も消費全体に好影響を与えました。YouNet ECIによると、ベトナムのEC市場は2024年に驚異的な40%の拡大を記録しました。この成長率は従来型小売を上回り、オンラインショッピングへの嗜好の高まりを反映しています。ECの成長は有望な指標であり、オンラインショッピングの利便性が購入の柔軟性を高めることで、さらなる消費支出拡大を牽引する可能性が高いです。

観光セクターの回復も消費を押し上げる主要因となりました。2024年の観光収入は62.5兆VNDに達し、前年比で16%増加しました。渡航者数（訪越外国人旅行者数）は1,750万人を超えた、2023年から39.5%の急増となりました。この観光の回復は宿泊・飲食、交通、小売およびその他サービスといった国内のサービス業に波及効果をもたらし、全体的な経済回復にさらに寄与しました。

2024年の小売・消費者サービス収入（抜粋）

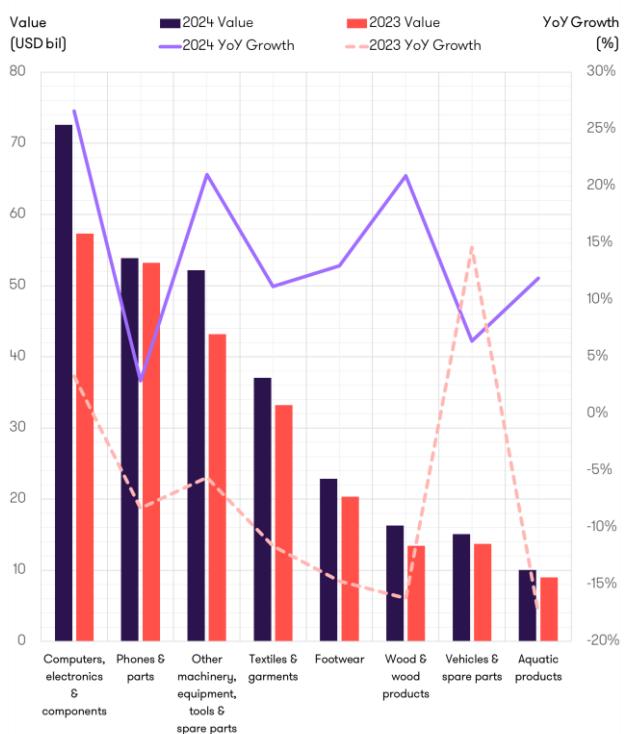


（出典：NSO、インドネシア中央統計庁（BPS）、マレーシア統計局（DOSM）、フィリピン統計局（PSA）、シンガポール貿易産業省（MTI）、タイ国家経済社会開発評議会（NESDC）、YouNet ECI）

第二に、輸出は2023年の苦戦を経て2024年に段階的に改善し、引き続き国の経済における重要な役割を果たしました。ベトナムの2024年の貿易総額は7,862.9億USDに達し、そのうち輸出額は前年同期比14.3%増の4,055.3億USDを記録しました。輸出は引き続き輸入を上回り、ベトナムは247.7億USDの貿易黒字を計上しました。さらに、2023年から持ち越された逆風にもかかわらず、ベトナムの輸出は昨年大きな節目を迎え、品目別の輸出総額が初めて4,000億USDの大台を突破しました。

輸出の回復は幅広いセクターで見られました。電子機器、機械、衣料、履物、木材製品、水産物といったベトナムの主要輸出品は、世界的な需要の弱さで多くのセクターが落ち込んだ2023年の困難を乗り越え、いずれもプラス成長を遂げました。2024年の回復は外部市場環境の改善と、輸出産業を強化するためのベトナム側の積極的な取組みの両方を反映しています。

2023年と2024年においてベトナムの主要輸出品の実績

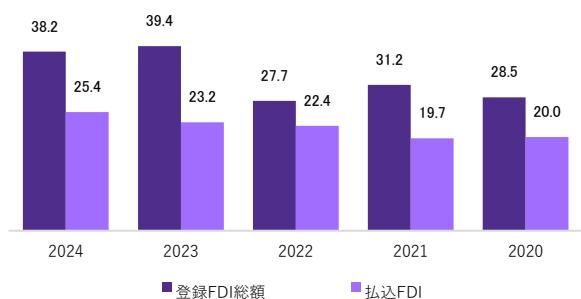


(出典: NSO, MoIT)

2024年における外国直接投資（FDI）流入は、引き続きベトナムのビジネス魅力度を示しました。登録FDIは合計で382.3億USDを記録し、前年同期比で3%減少しました。この減少は年後半における投資の勢い鈍化を示していますが、過去の水準と比較すると依然として高い数値です。加えて、実際に払込まれたFDI（実行ベースのFDI）は253.5億USDに達し、前年同期比9.4%増で、過去最高を更新しました。

2020-2024年のベトナムへのFDI流入

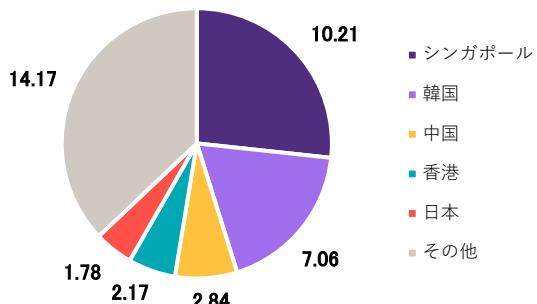
単位: 億USD



年間を通じて、ベトナムは114の国・地域からの投資を誘致し、アジア諸国が主要な資金源であり続けました。セクター別では製造業が引き続き支配的で、255.8億USDを集め、登録資本全体のほぼ70%を占めました。昨年のFDI誘致のハイライトは、Nvidia、Intel、Synopsys、Qualcomm、Infineon、Amkorなど、半導体やハイテク企業との積極的な関与でした。これらの企業は投資や拡張の計画を公表しており、12月にはNvidiaの会長がベトナムと正式に協力協定に署名し、AI研究開発（R&D）センターとAIデータセンターの設立を進めることになりました。

2024年のベトナムへのFDI主要出資国

単位: USD billion

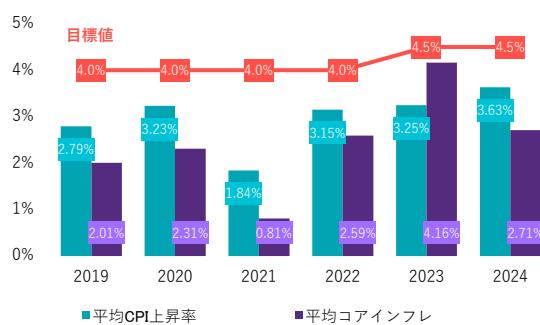


公共投資と強力な支援政策

ベトナムの伝統的な成長ドライバーの回復に加え、経済は金融・財政・構造改革の各セクターで柔軟かつ協調的な政策対応を取った政府によって積極的に形作られました。

前年に企業が困難に直面していたため、ベトナム国家銀行 (SBV) はインフレの安定を維持しつつ企業を支援するために先手を打ちました。2023年の一連の利下げの後、SBVは2024年を通じて金融緩和的なスタンスを維持し、再融資金利 (リファイナンス金利) を4.5%に据え置きました。2024年の貸出伸び率は前年比15.08%に達し、資産バブルを助長することなく企業活動を支える水準であり、中央銀行の目標と整合しています。重要なのは、金融環境が緩和されたにもかかわらずインフレが抑制されたことです。消費者物価指数 (CPI) は2024年に3.63%上昇し、国会が定めた上限である4.5%を十分に下回っており、継続するコスト圧力の中でインフレ抑制に努めた政府の取り組みを反映しています。

ベトナムの平均CPI上昇率とコアインフレ (2019–2024)



財政面では、ベトナムは的を絞った景気刺激策と財政の慎重さを組み合わせたバランスの取れたアプローチを採りました。主要な措置の一つは、消費者負担を軽減し需要を喚起する目的で、付加価値税 (VAT) 引き下げ措置を2024年まで延長したことです。特に中小企業や世界的な景気減速の影響を受けた輸出業者に対しては、選択的な税の繰延や減免も提供されました。こうした支援策が講じられたにもかかわらず、財政規律は維持されました。2024年の財政赤字はGDP比で約3.4%と見積もられ、承認された目標の3.6%をわずかに下回りました。公的債務はGDP比で約36~37%の低水準にとどまり、将来必要に応じた追加的な政策対応のための財政余地を確保しています。

刺激策に加え、政府は経済成長を支え長期的なインフラを改善するための公共投資に強い重点を置きました。2024年末までに総額で約550兆ドン、政府が設定した目標の72.9%に相当する資金が執行されました。支出は南北高速道路フェーズ2の主要区間、ロンタン国際空港の拡張、メコンデルタや北部高地の新しい高速道路など戦略的プロジェクトに向けられました。これらのプロジェクトは地域間の連結性を高め、政府の広範な成長アジェンダを支援しました。



72.9%

2024年の公的投資資本金の払込率

同時に、重要な制度改革も加速しています。改正土地法は土地利用と投資の手続きを合理化することを目的としており、電子政府化の取り組みや投資規制の見直しは透明性を高め、より企業に優しい環境の構築に寄与しています。



(出典: NSO、SBV、ベトナム財務省(MOF))

2025年見通し：回復力の試練と機会の獲得

世界経済は2025年も圧力下にあり、成長率は鈍化する見込まれています。IMFは2025年の世界GDP成長率を2.8%と予測しており、2024年の3.1%から低下すると見ています。その理由として先進国でのインフレの持続や利下げの遅れが挙げられます。一方、世界銀行およびOECDもそれぞれ2.7%および3.1%と厳しい見通しを公表しています。加えて、貿易摩擦が再燃しており、米国は2025年初頭に複数国に対する包括的な関税を発表し、その中にはベトナムからの輸出に対する46%の関税案も含まれており、世界貿易およびベトナムの輸出見通しにリスクをもたらしています。

このような状況下で、2025年のベトナム経済の先行きにはいくつかの試練があります。外部リスクは増大しており、国内の課題も依然として大きいです。多くの企業は依然として「生き残り」モードで事業を運営しており、特に国内企業における資本吸収力は弱いままです。住宅不動産セクターの回復は緩やかであり、株式市場は潜在力に比べて低迷しています。一方で、2024年に配分された公共投資のうち執行されたのは72.9%にとどまり、地方の執行力や行政上のボトルネックの問題が続いている。制度改革は進められているものの遅く、重複や整合性の欠ける政策が依然として企業環境の障害となっています。

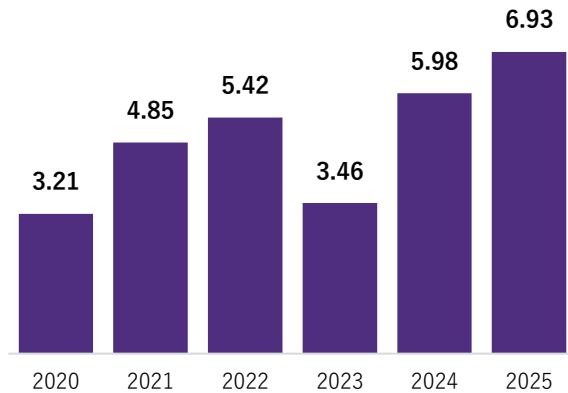
しかしベトナムは受け身で2025年を迎えるわけではありません。政府はGDP成長率目標を引き上げ、既に高い目標であった7-7.5%から8%へと上方修正しました。これは自信だけでなく戦略的意図を示しています。2025年は重要な年であり、2026-2030年の次の五か年社会経済計画への踏み台と見なされています。ベトナムは年率二桁成長を維持して2040年代初頭までに高所得国の地位を達成することを目指しています。インフレの上限は2025年で4.5-5.0%に設定されています。

国際機関は現在、ベトナムの2025年成長見通しについて慎重ながら楽観的な見方を維持していますが、その予測はいずれも政府の掲げる8%目標には届いていません。これらの機関は、ベトナムの強い内需や進行中の改革を評価する一方で、特に激化する貿易摩擦を含む世界経済の不確実性から来る重大なリスクを指摘しています。予測はベトナムが域内で成長の速い国の一つであり続けることを示唆していますが、高い成長を達成するかどうかは外部リスクにどれだけ効果的に対処できるかにかかっています。

機関	予測 (%)
世界銀行 (04/2025)	5.8
ADB (04/2025)	6.6
AMRO (04/2025)	6.5
OECD (06/2025)	6.2

2025年の初期の指標は依然として好感が持てます。第1四半期のGDPは6.93%成長し、これは2020-2025年の期間における第1四半期としては最高の成長率です。年初の経済拡大は堅調な内需が牽引し、特にテト（旧正月）期間中に加速したことや、製造業の底力が寄与しました。CPIは3.22%で目標範囲内に収まりました。これらの指標は、より厳しい世界環境に適応しつつもベトナム経済が基礎的な活力を保持していることを示唆しています。

ベトナムの第1四半期GDP成長率（2020-2025）
単位：%



8.0%

2025年の経済成長目標

4.5-5.0%

2025年のCPI上昇目標



Grant Thornton

（出典：IMF、OECD、世界銀行、ベトナム政府ポータル、ADB、ASEAN+3マクロ経済調査事務局（AMRO）、NSO）

内部能力の強化が2025年の残りの推移を決定づける重要な鍵となり、引き続き政府の支援が重要な役割を果たします。対外面では、ベトナムは輸出市場の多様化戦略を通じて輸出上の課題に取り組んでいます。対外直接投資(FDI)の誘致についても、特に電子セクター やグリーン製造セクターで付加価値の高いセクターへ移行し、低利幅製品への依存を減らして国の投資魅力を高めることが明確に推進されています。さらに、公共投資も大幅に拡大しています。2025年は2021–2025年の中期投資サイクルの最終年に当たり、重要な物流および産業インフラを整備するため過去最高となる791兆ドン(GDPの約6.4%相当)が配分されています。港湾、幹線道路、経済特区の大規模拡張が進行中であり、これによりベトナムの経済の回復力と長期的な競争力が強化される見込みです。

さらに、2025年のベトナムの経済戦略は、より深く構造的な転換——制度改革——に依拠しています。『ベトナム制度改革プログラム 2024–2025』は、数十年ぶりの最大規模の行政・統治機構の再編であり、単に官僚制の簡素化にとどまらず、あらゆるレベルで国家の機能を再定義するものです。主な措置には、行政単位の統合、重複する政府層の削減、経済・人口の実態をより反映するための県境の再設定などが含まれます。プログラムはまた、党组织や各種大衆団体を含む公的機関の縮小・再編を伴い、より機敏で説明責任があり応答性の高い公的セクターの構築を目指しています。この改革は、実質的な改革が行われなければ制度的な非効率性が長期的な成長の制約になり得るという認識を反映しています。

制度改革と並行して、ベトナムは成長の主要エンジンとして民間セクターの強化を図っています。2024年5月に発出されたResolution No. 68/NQ-CPは、民間セクターの役割を高めるための野心的な目標を掲げています。2030年までに登録企業数を200万に引き上げ、民間セクターがGDPの55–58%を占め、総雇用の84–85%を担い、国の予算収入の35–40%を生み出すことを目標としています。これを支えるために、政府は市場参入手続きの簡素化、資金アクセスの拡充、公正な競争の確保、イノベーションの促進などによってビジネス環境を改善していく方針です。このResolutionは、ベトナムの次の構造的変革期を牽引し得る、よりダイナミックでイノベーション主導の民間セクターへの移行を示しています。

総じて、複雑な国際環境にもかかわらず、ベトナムは明確な方針と決意を持って2025年に臨んでいます。改革の加速、国際統合の強化、国内基盤の強化に注力することで、質の高い成長の次の段階に向けた基盤が築かれつつあります。この勢いが維持されれば、ベトナムは現在の基盤を将来的な実質的な経済的成果へと発展させる有力な立場にあると考えられます。

(出典：ベトナム政府ポータル)



新たな貿易圧力下でのベトナムの戦略

米国は最近、幅広いベトナムの輸出品に対して46%の暫定関税を提案しました。これはベトナムに向けられた中でも最も強硬な貿易措置の一つです。この関税は2025年7月に発効する予定であり、電子機器、繊維・衣料、履物、家具、農産物などの主要輸出セクターを標的としています。2024年にベトナムは米国へ約1,366億米ドルを輸出しており、これはほぼ国内総生産(GDP)の30%に相当します。米国この動きは、ベトナムの2025年の成長目標である8%に対して深刻な懸念を引き起こしています。

ベトナムの対米輸出（2018–2024年）

単位：%



動機

米国の措置の背景の一つには、特に中国企業が関与すると見られる積み替え（トランジット）への懸念があります。ベトナムの多くの輸出セクターは中国からの輸入部品に大きく依存しており、電子機器や繊維といったベトナムの強みも例外ではありません。NSOによれば、2024年には輸入全体に占める生産資材の割合が93.6%であり、中国は輸入額の38%を占める最大の供給国でした。これらの数値は、中国原産の品がベトナム経由で米国にベトナム原産として流入しているのではないかという米国側の懸念を強めています。

消費財：6.4%

ベトナムの輸入

生産資材は~~競争的~~ではあります、ベトナムが内部改革を加速する動機にもなっています。同国は貿易の透明性向上、産業基盤の強化、投資の質の向上、輸出先の拡大といった措置を推進することに意欲を見せています。

内部レジリエンス強化への取り組み

1. 原産地証明と追跡性の強化：提案された46%の関税と積み替えに対する米国の監視強化を受け、ベトナムは原産地詐称への取り締まりを強化しています。最近、産業貿易省(MoIT)は、輸出生産に使われる輸入原材料の管理を強化するよう企業に指示する公式指令を発出し、他の品がベトナムで最小限の加工を受けただけでベトナム原産と偽ることを防ごうとしています。MoITはまた、外国の税関当局とのリアルタイムの原産地確認に向けた連携を強化し、ロックチェーンベースの原産地証明書などのデジタル改革の導入を進めています。これらの動きは、輸出の信頼性を維持するために規制の厳格化へ意図的に舵を切っていることを示しています。

2. 国内付加価値の促進：米国の関税は、ベトナムが供給網の国内化を進め、経済的レジリエンスと貿易信頼性を高める必要性を強調しました。これに応えて、政府は国家支援産業開発プログラム（2025–2030年）を通じて、電子、金型、繊維、自動化などのセクターで国内の供給能力を強化する取り組みを拡大しています。同プログラムは、外資系企業向けの国内サプライヤー割合を2030年までに70%に引き上げることを目標としています。政府は高付加価値製造業の企業に対して財政的インセンティブや技術支援を提供しています。ベトナムの輸出における国内付加価値の比率は地域の競合国に比べて遅れているものの、このイニシアチブは輸入依存を減らし貿易リスクを緩和するうえで重要と考えられています。

3. 産業高度化のための選択的FDI誘致：ベトナムはより質の高い投資を増やすためにFDI誘致戦略を洗練させています。政府は電子、オートメーション、再生可能エネルギーなど、高い付加価値潜在力を持つセクターを重点的にターゲットとする姿勢を強めています。国家FDI戦略は、技術移転や現地産業の能力構築を促進する投資に焦点を当てています。高品質なFDIを優先することで、ベトナムは組立中心の低付加価値型からより高度な生産へとシフトし、2030年までにグローバル・バリューチェーンにおける地位を強化することを目指しています。

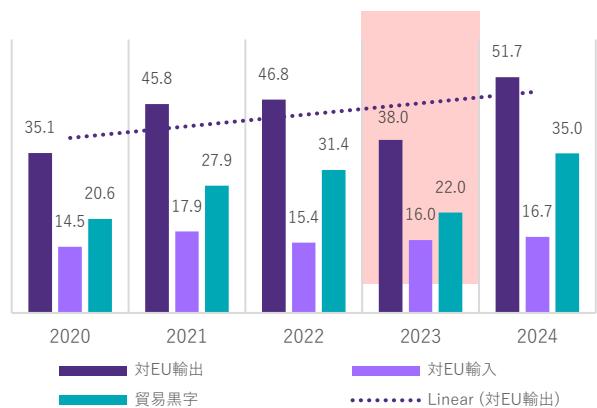
（出典：NSO、MoIT、ベトナム政府ポータル）

4. 市場多様化：米国の関税発表を受けて、ベトナムは輸出市場の多様化と対米依存の軽減を加速しています。ベトナムは60以上のパートナーと17の自由貿易協定(FTA)を締結しており、これらの協定の活用がより積極的になっています。2024年には、ベトナム企業が該当輸出の約37%でFTAの関税優遇を利用しておらず、2023年の33%から上昇しています。優遇原産地証明書(C/O)の発給件数は前年比28%増加しており、FTA条項の活用が拡大していることを示しています。

ベトナムの新世代FTA、特にEU-ベトナム自由貿易協定(EVFTA)および包括的かつ先進的な環太平洋パートナーシップ協定(CPTPP)は大きな期待を示しています。2024年にはEVFTAに基づく対EU輸出が517億米ドルに達し18.5%増加し、CPTPP加盟国向け輸出は558億米ドルとなり11.2%増加しました。これらはカナダやメキシコでの堅調な実績に牽引された結果です。これらの成果は、2025年7月に発効予定の米国関税による影響を相殺する可能性を持つ市場の潜在力を示しています。

EVFTA発効以降の対EU貿易
単位：百万米ドル

世界的インフレ、
経済の後退



輸出市場のさらなる多様化戦略の一環として、ベトナムは追加FTAの交渉を積極的に進めています。現在進行中の交渉には、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイスから成る欧洲自由貿易連合(EFTA)やASEAN-カナダFTAが含まれます。また、MERCOSUR、インド、ブラジル、パキスタン、エジプト、さらには中東地域、ラテンアメリカ、東欧などのパートナーとの協定も検討されています。これらの取り組みは新たな機会を開き、特定市場への依存を減らし、長期的に回復力のある貿易体制を構築することを目的としています。



(出典：WTO・国際貿易センター—VCCI、産業貿易省(MoIT))

ベトナムにおける現在のFTA

順	FTA	状況	関係者
実施中のFTA			
1	AFTA	1993年より有効	ASEAN
2	ACFTA	2003年より有効	ASEAN、中国
3	AKFTA	2007年より有効	ASEAN、大韓民国
4	AJCEP	2008年より有効	ASEAN、日本
5	VJEPA	2009年より有効	ベトナム、日本
6	AIFTA	2010年より有効	ASEAN、インド
7	AANZFTA	2010年より有効	ASEAN、オーストラリア、ニュージーランド
8	VCFTA	2014年より有効	ベトナム、チリ
9	VKFTA	2015年より有効	ベトナム、大韓民国
10	VN-EAEU FTA	2016年より有効	ベトナム、ロシア、ベラルーシ、アゼニア、カザフスタン、キルギスタン
11	CPTPP（以前はTPPと呼ばれていました）	2018年12月30日より有効、2019年1月14日よりベトナムで発効	ベトナム、カナダ、メキシコ、ペルー、チリ、ニュージーランド、オーストラリア、日本、シンガポール、ブルネイ、マレーシア
12	AHKFTA	2019年6月11日より、香港（中国）、ラオス、ミャンマー、タイ、シンガポール、ベトナムで有効 2021年12月2日より全加盟国で有効	ASEAN、香港（中国）
13	EVFTA	2020年8月1日より有効	ベトナム、EU（27カ国）
14	UKVFTA	2021年1月1日より一時的に有効、2021年5月1日より正式に有効	ベトナム、英国
15	RCEP	2022年1月1日以降に正式発効	ASEAN、中国、韓国、日本、オーストラリア、ニュージーランド
16	VIFTA	2015年12月より交渉開始、2023年4月より交渉終了 2023年7月25日以降に正式発効	ベトナム、イスラエル
17	ベトナム - UAE CEPA	2024年10月28日以降に正式発効	ベトナム、アラブ首長国連邦（UAE）
交渉中のFTA			
18	ベトナム-EFTA FTA	2012年5月より交渉開始	ベトナム、EFTA（スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン）
19	ACAFTA	2021年11月より交渉開始	ASEAN、カナダ

(出典:WTO・国際貿易センター-VCCI)

ベトナムに投資する理由？

安定経済



ベトナムのマクロ経済は安定しており、GDPは力強く成長し、インフレや失業率は抑制され、貿易黒字も安定しています。

CPI成長率

3-4%

失業率

~ 2%

貿易黒字

9年

若年人口が多い

現在、ベトナムの人口は約1,011億人であり、若年層の割合が高い「人口の黄金期」にあります。この若い人口は、豊富で活力ある労働力の主要な推進力であり続けています。



1,011億人

- 67.4%が15～64歳
- 5,300万人の労働力人口

経済統合

ベトナムは貿易の自由化に積極的に取り組んでいます。同国は現在、17のFTAが発効し、2つのFTAが交渉中であり、投資家にとって特恵関税のメリットを活用する大きなチャンスとなっています。

政府の支援

ベトナム政府は、セクター、地域、投資規模に応じた投資優遇措置を提供しています。優遇措置の上位セクターには、ハイテク製造業、再生可能エネルギー、インフラ、情報技術などが含まれます。また、法的枠組みの改善や行政手続きの合理化も目指しています。

地理位置

中国やASEAN地域などの主要市場に隣接するベトナムの戦略的立地は、貿易機会を拡大し、サプライチェーンの効率を高め、投資家に数多くの市場へのアクセスを提供します。



ESGに関するベトナムの状況

持続可能な成長に向けて

世界が持続可能な開発へとますます移行する中で、ESG（環境・社会・ガバナンス）基準は企業活動の中心になりつつあります。ESGはブランドイメージや企業価値を高める手段であるだけでなく、国際的な取引先との関係維持、投資誘致、投資家・消費者・規制当局の高まる期待に応えるための重要な要件になっています。欧州や米国など多くの先進国ではESG推進のための厳格な規制が導入されており、ESG対応は任意の選択ではなく必須になります。ベトナムでも、国際的な統合を深化させ、グローバルなサプライチェーンでの競争力を高める中で、ESGに関する議論が徐々に広がっています。

ESGに対する認識の現状

ベトナムにおいてESGは比較的新しく発展途上の概念であり、特にマイクロ・小規模・中小企業（MSMEs）が約97%を占める中で普及に課題があります。ESGへの関心は徐々に高まっているものの、多くのMSMEsは理解と導入の初期段階にあり、主に経験不足、技術力の未成熟、明確な規制ガイドの不足が原因になっています。

この現状は、計画投資省（MPI）による昨年の調査にも表れています。調査によれば、約5割の企業がESGという概念を聞いたことがないか認識していない一方で、関連する実務を採用している例もあります。

企業におけるESGの認識・実践レベル

単位：%

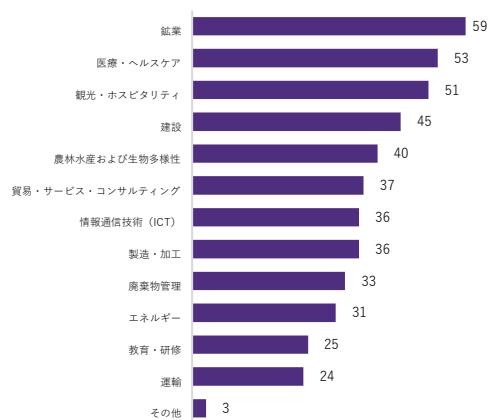


（出典：計画投資省（MPI）一現・財務省（MoF）に統合、MPI傘下の企業育成局（AED）、米国国際開発庁（USAID））

多くの企業がESGの学習段階か認識不足にある一方で、戦略を策定しESGにコミットし始めている企業も相当数存在します。大企業は一般にESGへのコミットメントが強く、既に具体的なESG戦略を実施していることが多いです。注目すべきは、マイクロ・小規模・中小企業の約26-30%がESGの導入に向けた初期段階の取り組みを行っている点です。

ESGという概念を聞いたことがない企業の割合

単位：%



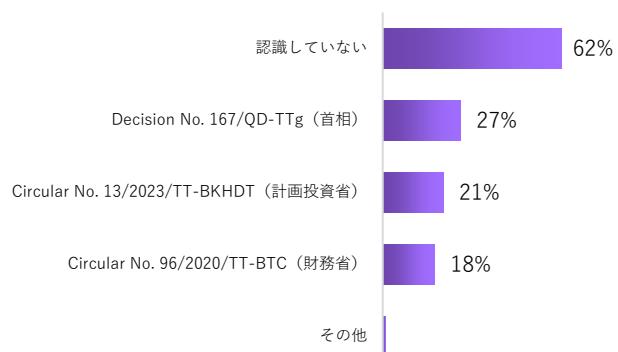
セクター別にもESG認識のばらつきが大きく、鉱業（59%）、医療（53%）、観光・ホスピタリティ（51%）では「ESGを聞いたことがない」企業の割合が高く、認識ギャップが特に深刻です。一方で教育・研修セクターでは58%の企業が積極的にESGを検討しています。興味深いことに、運輸・物流ではESGという用語には馴染みがないものの、36%の企業が環境・社会・ガバナンスに関連する実務を既に行っていると報告しています。「その他」セクター（金融、銀行、不動産を含む）は進展が最も早く、19%の企業が正式なESG戦略を有しており、運輸セクターの7%を大きく上回っています。これらの結果は、多くのセクターで認識が低い一方、いくつかの産業ではESG統合への実質的な変化が始まっていることを示しています。

ベトナムのESG政策・法的枠組み

標準化されたメカニズムや詳細なガイドラインがないため、企業はESGの意図を一貫した実行可能な計画に落とし込み、ESG業績を測定・報告することに苦労しています。これはMPIの調査結果にも表れており、39%の企業がESGという概念を知らず、62%が決定第167/QĐ-TTg、通達13/2023/TT-BKHDt、通達96/2020/TT-BTCなどの国内関連政策・規制に馴染みがないと報告しています。概念的な不慣れさに加え、多くの企業がESG関連義務を理解するための規制リテラシーを欠いていることが示唆されます。

ESG政策・規制に対する認知度

単位：%

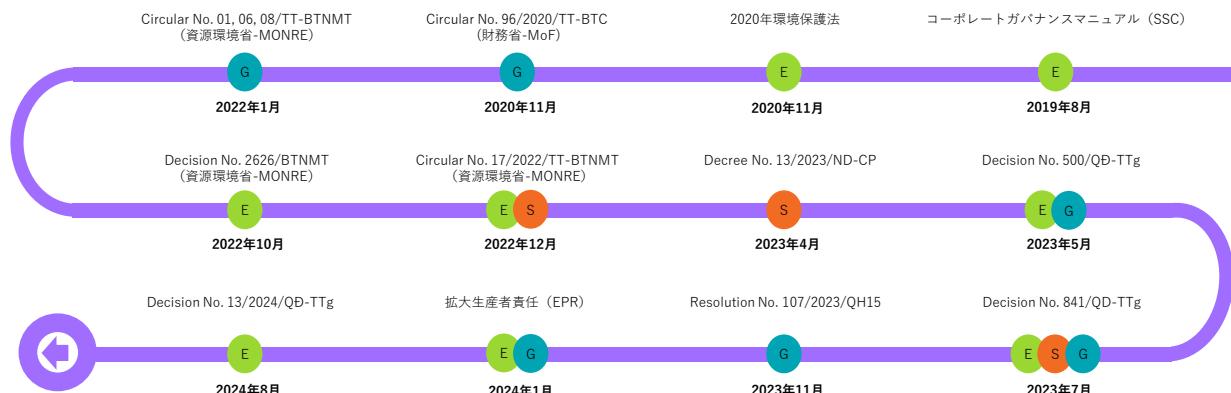


現行のベトナム法では、上場企業のみが一定のESG関連情報の開示を義務付けられています。通達96/2020/TT-BTCは、上場企業に対してコーポレートガバナンスの一環として年次報告書に環境・社会問題（環境保護、ジェンダー平等、労働慣行など）を含めることを求めていましたが、GRIやSASBなどの国際基準に沿った包括的なESG報告を義務付けているわけではありません。最近のデータでは、上場企業の93%がESGにコミットしていると表明している一方で、正式な計画を持つ企業は35%にとどまり、58%の企業は今後2-4年で計画段階にあると報告しています。

2022年1月7日付の政令06/2022/NĐ-CPは、ベトナムの環境保護および気候行動への広範なコミットメントにおける節目となります。同規制は主要な温室効果ガス（GHG）排出事業者（国内企業および外資系を含む）に対して排出量の算定と報告を義務付けています。2024年時点で、エネルギー、工業、輸送などのセクターにまたがる2,166の施設がこの義務の対象となっています。準備期間を経て、報告は2024年から義務化され、最初の報告（2022-2023年を対象）は2025年12月1日までに提出する必要があります。排出インベントリは2年ごとに更新する必要があります。

ESG報告違反に対する専用の罰則枠組みはまだ整備されていませんが、虚偽または不適合な開示は既存法の下で処罰され得ます。上場企業は証券法や通達96/2020/TT-BTCに従って正確な開示を行う義務があり、違反は罰金や評判の毀損につながります。環境保護法は虚偽の環境データに対する罰則も規定しており、隠蔽や詐欺が関与する場合には反汚職法が適用され得ます。これらの既存の規定が現状ではESG関連不正に対処する法的基盤を形成しています。

ベトナムのESG政策枠組みの進展は、2050年までのネットゼロ目標およびグローバルなサプライチェーン・パートナーのESG基準への適合要求の高まりによって促進されると予想されます。ESGに焦点を当てたビジネスネットワークの台頭、グリーン成長に関する国内外フォーラムの開催におけるベトナムの積極的な役割、国内カーボン市場の計画など、最近の動きはより詳細でセクター別のガイダンスが期待できることを示しています。今後の規制はESGを国家戦略により深く組み込み、国際基準と整合させ、段階的に任意から義務的な対応へと移行していくと考えられます。



（出典：MPI一現・MoF、AED（MPI傘下）、USAID、ベトナム政府公式ポータル）

資本市場とM&A市場

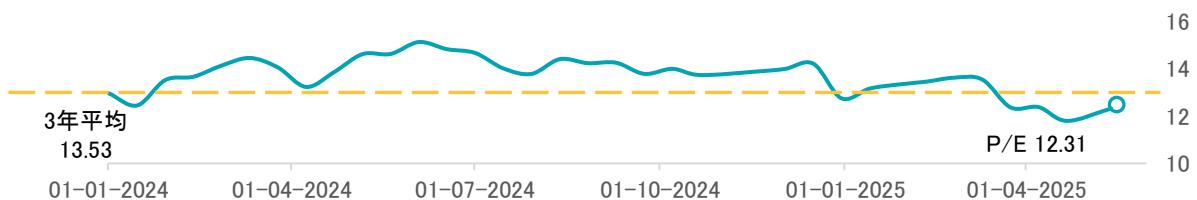
資本市場

ベトナムの資本市場の全体像：回復力のあるリバウンド

2024年1月から2025年5月までのVNIndex



P/E (2024年1月～2025年5月)

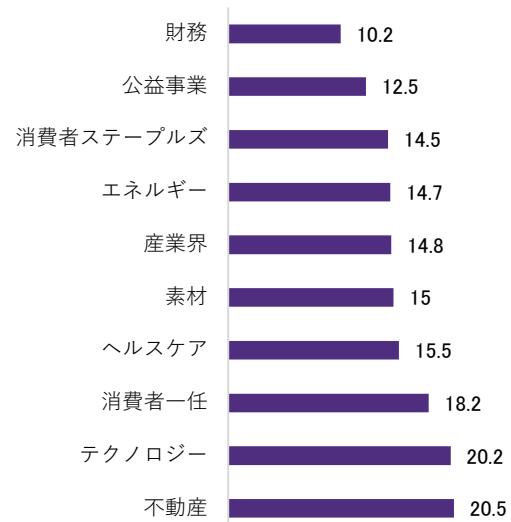


2024年第1四半期、VNIndexは強い上昇トレンドを示し、年初の安値1,129.9（1月1日）から3月30日に1,306.86まで回復しました。これは流動性の改善と企業業績の好転が牽引したものです。しかし、投資家の慎重姿勢と規制リスクの懸念が残り、回復は抑制的であり、同指数は以降も1,200～1,300レンジの上抜けに苦戦し、12月31日時点で1,266.78となり、年間では12.11%の上昇となりました。

2025年第1四半期、VNIndexは上昇の勢いを維持し、3月末には一時1,300に達しました。しかし、2025年4月3日にトランプ政権による「関税ショック」が発生した直後、相場は急落し、数日間で223.53ポイント下落しました。混乱はあったものの、市場は比較的速やかに反発し、外国人投資家の買い戻しと堅調な国内センチメントに支えられて、5月末には再び1,300水準近くまで回復しています。

2025年5月時点で、ベトナムの株式市場はP/Eがおおむね12倍と比較的低水準で推移しており、マレーシア（17倍）、タイ（16倍）、シンガポール（15倍）など多くの地域市場より割安です。この水準はインドネシア（12倍）やフィリピン（12倍）と概ね同等です。

2025年5月14日までのセクター別P/E



国内市場内では、2025年上半期の平均P/Eは2024年および過去3年平均を下回っています。セクター別では、不動産（20.5倍）とテクノロジー（20.2倍）が最も高い倍率で取引されており、金融（10.2倍）や公益事業（12.5倍）が最低水準となっています。

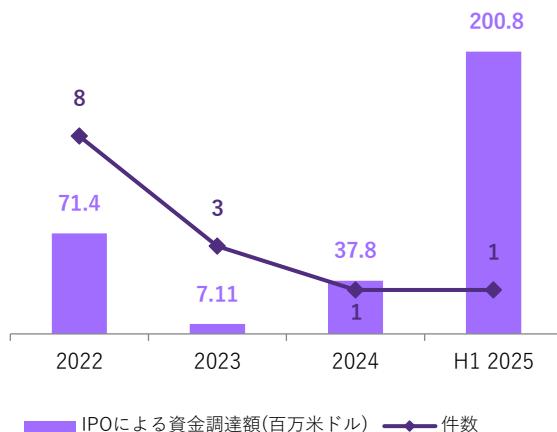
（出典：VNIndex, HOSE, Simplize）

ベトナムのIPO動向

ここ数年、ベトナムのIPO市場は投資家センチメントの低迷、規制の引き締め、流動性の低下により大きく鈍化しました。2022～2023年は成功したIPOの件数が急減し、小規模案件が中心で市場インパクトは限定的でした。2024年は回復の兆しが見え始めたものの、活動は依然慎重でした。

しかし、2025年は法改正、取引インフラ（例：KRXシステム）の整備、投資家信頼の回復により転機となる可能性があります。Vinpearl JSCは今年のIPOをリードし、2億米ドル超を調達しました。F88、AAA Insurance、THACO Auto、Techcom Securitiesなど、2025年後半～2026年にかけて複数の大型案件が見込まれており、合計評価額は数十億米ドル規模になる見通しです。

IPO案件と2022-H12025期間の資金調達額



政府の取り組み

改正証券法（法第56/2024号）は2025年1月1日から施行され、透明性、コーポレートガバナンス、投資家保護の強化を目指します。また、国際的なベストプラクティスとの整合を図り、FTSEやMSCIによる市場格上げの実現を後押しする狙いです。主な改定点の抜粋は以下のとおりです。

トピック	2019年証券法	改正証券法2024（2025年1月1日施行）
プロフェッショナル証券投資家（PSI）	外国投資家はPSI資格のために財務または認証基準を満たす必要があった。	2025年1月1日以降、すべての外国人（個人・機関）は財務要件なしで自動的にPSIと認められる。ただし、2026年1月1日以降、個人PSIは民間配置債（プライベート・プレースメント）を購入する際、債券が格付けされ、信用機関による担保または保証がある場合に限られる。
公募会社による私募	発行計画は投資家の選定基準と数量を明示する必要があった。	今後は発行株数、引受価格または価格決定メカニズムも明示することが求められ、株主監視や少数株主保護を強化する。
法的責任の範囲	公募、上場、証券取引にのみ適用されていた。	私募、公開会社／株主の開示義務、二次市場活動、助言機関の活動などにも対象を拡大。
IPO書類	監査済みの資本拠出報告書の提出は必須ではなかった。	IPO登録資料として独立した監査済み資本拠出報告書を要求するようになった。
公開会社基準	最低資本金300億ドン、非大株主100名以上が議決権の≥10%を保有	最低自己資本300億ドンを要求し、登録資料に監査済み資本拠出報告書の添付を義務付ける。

新興国市場への進展

ベトナムの資本市場は、改正証券法やT+0決済、空売り、保証取引を可能にするKRX取引システムの導入といった重要な改革により国際基準に近づいており、格上げに向けた前進が見られます。

FTSE Russellはベトナムをウォッチリストに残しており、2025年9月のレビューで「セカンダリー新興市場」への格上げの可能性があります。MSCIは最近の改善を評価しているものの、まだウォッチリスト入りはしておらず、完全な格上げは2026～2027年がより現実的と見られます。

課題としては、外国保有枠の制約、投資家のオンボーディング手続きの煩雑さ、英語での開示義務の欠如などが残っています。これらに対して当局は規制改革を進めており、世界銀行などの支援も受けています。今後12か月は極めて重要であり、市場格上げが実現すれば数十億ドル規模の外国資金の流入を呼び込み、ベトナムをグローバル投資マップ上で確固たる位置に押し上げる可能性があります。

（出典：Cap IQ、ベトナム政府公式ポータル）

M&A市場

M&A市場の冷え込み

2024年、ベトナムのM&A市場は447件の取引を記録し、開示総額は約69.3億米ドルとなりました。前年度と比較して、取引(**)件数と取引額の双方で減少が見られ、取引件数は9.5%減少し、取引額(※)はより大きく30.9%減少しました。平均取引規模は2023年の5,230万米ドルから2024年は4,150万米ドルへと低下しました。注目すべきことに、この傾向は2025年第1四半期にも続き、平均取引規模はさらに低下してわずか2,350万米ドルになりました。

1億米ドルを超える大型案件の件数は2023年と比べてやや減少しています。業種別では、インダストリアル(工業)、金融サービス、不動産が大型取引を牽引しており、インダストリアルセクターでは100百万米ドル超の取引が6件、金融サービスと不動産はそれぞれ4件および3件の大型取引を報告しています。

M&A総額・件数
単位：百万USD



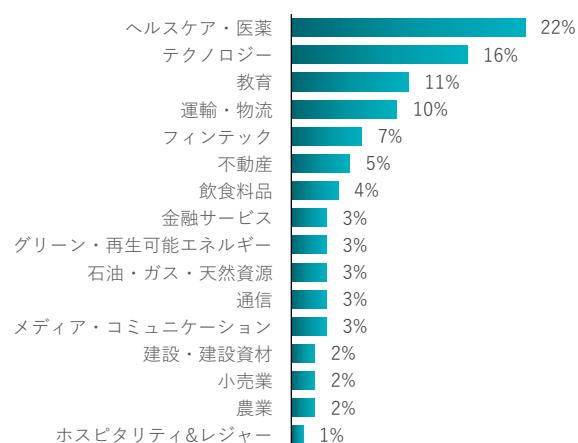
2024年の発表額ベース上位5件
単位：百万米ドル

対象企業	買手	セクター	金額
SDI Investment and Trade Development Company	Thien Phuc Business Investment and Development, Falcon Business Investment and Development,...	不動産	3,033
Home Credit Vietnam Finance Company Limited	The Siam Commercial Bank Public Company Limited	金融	851.7
Residential project in Binh Duong	Sycamore Limited	不動産	553.0
VinES Energy Solutions JSC	VinFast Auto Ltd	産業界	440.2
Foxconn Circuit Precision (Vietnam) Co., Ltd.	Foxconn Singapore Pte. Ltd.	産業界	383.3

M&A市場はPEにとって主要な狙い目

Grant Thornton Vietnamの2025年プライベート・エクイティ(PE)調査「Bright Spots」によると、回答者はヘルスケア・製薬、テクノロジー、教育をPE投資に適した上位3セクターとして挙げ続けています。

回答者が投票したPE投資にとって最も魅力的なセクター



テクノロジー、ヘルスケア、教育は、回答者によって選ばれたPE投資において最も魅力的な分野であり続けています。特にヘルスケアセクターは2024年の総取引額の約70%を占めるほどの存在感があり、Warburg PincusによるXuyen A Hospitalチェーンへの投資が注目されます。さらに、教育セクターでも、Excelsior CapitalによるKapla Vietnamへの投資などが大型案件として挙げられます。Kapla Vietnamは、現在ホーチミン市で6つのセンターを運営する若いEdTech企業です。

一方、輸送・物流(10%)も引き続き重要な投資対象であり、ベトナムが東南アジアの主要な製造拠点としての役割と、効率的なサプライチェーンソリューションに対する需要の高まりを反映しています。スマートロジスティクス、ラストマイル配送、コールドチェーン倉庫といったセクターへの投資は、ベトナムが世界貿易ネットワークにおける地位を強化するにつれて、今後さらに拡大すると見込まれます。

(出典 : Capital IQ, Grant Thornton Vietnam's 2025 PE Survey)

ベトナム投資 の主要な分野



製造

2023年の伸び悩みの後、2024年のベトナム製造業は力強い回復の兆しを示し、同国の産業成長における存在感を改めて示しました。主要輸出市場での需要低下や世界的な不確実性といった課題があるものの、国内政策の効果、輸出の多様化、堅調なマクロ経済環境に支えられて、同セクターは勢いを取り戻しました。

2024年末時点での製造業の付加価値は前年同期比で9.83%増加し、国内総生産（GDP）成長率7.09%に対して2.49ポイントを寄与しました。工業生産指数（IIP）も回復を示す指標であり、9.6%上昇し、2023年の1.5%から大幅に改善しました。これは過去5年間で最も高い成長率であり、多くの産業で二桁成長が見られ、前年の低いベースから回復したことがうかがえます。

製造業の工業生産指数（IIP）—2024年

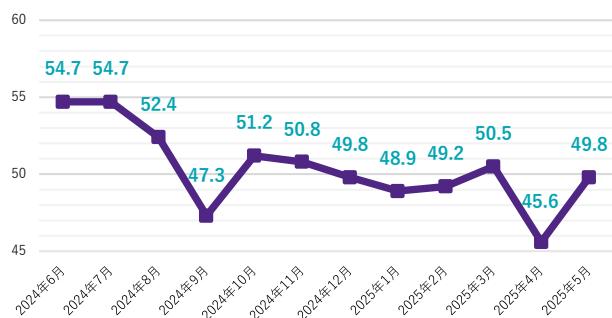
▲9.83%

この勢いは2025年にも続いています。第1四半期には製造業は9.28%成長し、GDP成長に2.33ポイントを寄与しました。IIPも同期間で9.5%増加しました。これらの結果は、同セクターの着実な回復を反映しています。

しかしながら、困難も残ります。世界的な経済の動搖、原材料・投入コストの高止まり、新たな貿易摩擦などが、特に輸出志向の製造業者にとって重荷となっています。S&P Globalの購買担当者指数（PMI）もこれらの動向を反映しています。

2024年末には国内受注の改善に支えられて穏やかな成長を取り戻していたものの、この勢いは2025年初頭に外需の弱まりと企業心理の悪化により反転しました。米国がベトナム向け輸出に対する包括的な関税を発表した後、景況の悪化は2025年4月に急速に深まり、PMIはほぼ2年ぶりの低水準にまで落ち込みました。5月には一部回復が見られたものの、全体の見通しは慎重なままであります。これらの変動は、同セクターが国内外の動向に敏感であることを示しています。

ベトナムの購買担当者指数（PMI）



見通しとして、ベトナムの製造業は政策面および実務面の両面で政府から強い支援を受け続けています。優先課題は、投入コストの引き下げ、信用へのアクセス改善、輸送・物流インフラへの公共投資の加速などです。政府はまた国家的な産業開発戦略を推進し、中小企業を中心に製造業のデジタルトランスフォーメーションを促進しています。マクロ経済安定化、生産上のボトルネックの解消、改革やインセンティブを通じた企業支援が効果的に実施されれば、回復は継続すると見込まれます。これらの施策が適切に実行されれば、製造業は2025年以降もベトナムの成長を支える重要な柱であり続けるでしょう。

主要製造品目のIIP（2024年）



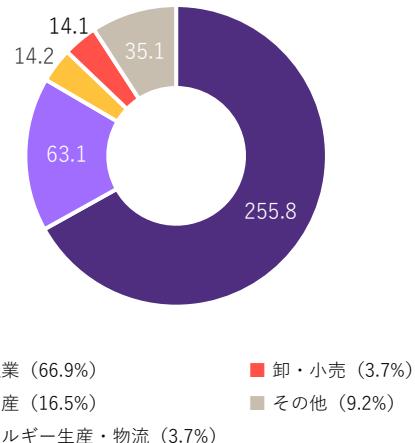
▲ 11.7%

衣料品

2024年、製造業は再びベトナムへの外国直接投資(FDI)を最も多く引き寄せる分野となりました。総FDI382.3億米ドルのうち約3分の2が製造業を対象とし、具体的には約255.8億米ドルを誘致し、これは2023年と比べて1.1%の増加でした。この安定した成長は、製造拠点としてのベトナムの魅力が持続していることを示しています。政治・マクロ経済の安定、開放的な貿易政策、若く大きな労働力といった従来の強みに加え、インフラ整備や産業エコシステムの拡大、高付加価値製造への段階的な転換といった新たな利点が、長期的な産業競争力の重要なシグナルとして浮上しています。

部門別登録FDI総額（2024年）

単位：億米ドル



インフラと産業エコシステム

工業団地(IP)は、規模、供給状況、コスト面での改善により、引き続き製造投資家を引き付けています。ベトナム不動産業者協会(VARS)によれば、2024年末時点では国内には400を超える設立済み工業団地があり、そのうち301が既に稼働中です。工業用不動産の開発は北部と南部で特に活発で、北部は供給が豊富で賃料が比較的低いため現在より大きな関心を集めています。両地域の稼働率や土地価格は管理された成長を示しており、投資家の信頼感は持続している一方で、供給の増加は市場の需要に応え続けています。VARSによれば、2025年第1四半期には政府が15件の新規または調整済みの工業団地プロジェクトを承認しており、これは2024年同期間のほぼ3倍に相当します。工業団地は単なる物理的スペースを超え、プラグアンドプレイ型インフラ、簡素化された許認可プロセス、物流・ユーティリティ・支援サービスをパッケージで提供するが多く、外国企業の立ち上げ期間を短縮し、参入障壁を下げます。



413か所の工業団地
総面積：87,700ヘクタール

稼働中：295か所



73%
稼働率

	ベトナム北部	ベトナム南部
稼働率	83%	90%
平均土地賃料	137 USD/m ² /期 (前年比 +4.2%)	175 USD/m ² /期 (前年比 +1.4%)

さらに、ベトナムは製造・輸出活動を直接支えるインフラ改善を継続しています。北部—南部高速道路は着実に進展し、主要工業州をより効率的に結ぶ役割を果たしています。ロンタン国際空港は計画どおり進捗しており、第1期の工事は2025年に完了する見込みです。同時に、ハイフォン港やカイマップーティヴィア港など主要港湾の拡張により輸出貨物の処理能力が向上しています。これらの改善に加え、工業団地と連結する地方道網の整備は輸送時間と物流コストの削減に寄与し、製造業者が製品を市場へ届ける際の利便性とコスト効率を高めています。

(出典：NSO、VARS)

サプライチェーンの上流化：半導体分野の発展

ベトナムは伝統的な低成本の組立て作業を超え、より付加価値の高い分野へと移行しつつあり、グローバルなハイテク製造のサプライチェーンにおける存在感を高めようとしています。まだ初期段階ではあるものの、ベトナムの最近の進展は、グローバルなハイテクサプライチェーンの主要プレーヤーになるという明確な戦略的野心を反映しています。政府は、この分野の投資家を誘致するための政策支援、インフラ、人材育成計画を整備しつつあります。

2024年、ベトナムの半導体産業は約182.3億米ドルの収益を記録し、前年から11.5%増加しました。依然として規模は限定的ですが、着実な進展と活動拡大を示しています。収益の大部分は組立・パッケージング・テスト（APT）から生じていますが、チップ設計への初期的な取り組みも見られます。

半導体産業の収益
182.3億米ドル
(前年比▲ 11.5%)



昨年は特にパッケージングとテスト分野での半導体投資誘致が顕著であり、Amkorのバクニンにおける16億米ドルの先進パッケージング施設が本格稼働を開始し、ベトナムをバックエンドのチップ製造における重要な地域拠点に位置づけました。政府はまた、SynopsysやCadenceといったグローバルなテックリーダーとの連携を深め、国立イノベーションセンター（NIC）でのチップ設計トレーニング支援を進めています。既にホーチミン市で最大規模の組立拠点を持つインテルも、拡張を検討していると伝えられています。

ベトナムは高付加価値の半導体サプライチェーンにおける地位向上のために、投資誘致、インフラ整備、熟練人材育成の計画を着実に整えています。政府の戦略は、単純な組立・パッケージングからチップ設計や製造（ファブ）といったより高度な段階へとシフトすることを目指しており、Intel、Nvidia、Synopsysなどのグローバルプレイヤーを誘致するとともに、専門教育や研修プログラムを通じて国内人材を育成する方針です。先進的な製造パークや専用のR&Dセンターなど、キーとなるインフラ整備も進められています。持続的成長を確保するため、政府はロードマップを策定しており、2024年9月に発出された決定第1018/QĐ-TTg号により、短期・中期・長期の3段階に分けた戦略が示されています。各段階には、専門知識構築、付加価値拡大、生態系強化を目的とした具体的な目標が設定されています。

フェーズ1
2024–2030年

- チップ設計企業を少なくとも100社
- 小規模なチップ製造工場を1基
- 組立・パッケージング・テスト（APT）工場を10基
- エンジニア5万人

フェーズ2
2030–2040年

- チップ設計企業を少なくとも200社
- チップ製造工場を2基
- APT工場を15基
- エンジニア10万人

フェーズ3
2040–2050年

- チップ製造工場を3基
- APT工場を20基
- 設計企業を300社
- 研究開発とイノベーション能力の習得

（出典：ベトナム科学技術省（MoST）、ベトナム政府ポータル）

再生可能エネルギー

セクター概要

ベトナムの再生可能エネルギー分野は過去10年で著しい変化を遂げ、発展途上の市場から特に太陽光・風力発電において導入容量で地域のリーダーへと成長しました。この急速な発展は、野心的な政府の政策、技術コストの低下、エネルギー需要の増加が相まって進んだものである一方で、多くの課題にも直面しています。

2017年以前：水力発電を中心とした萌芽期

2017年以前、ベトナムの再生可能エネルギーMixは水力発電が大きく占め（総発電設備容量の約30～40%を継続的に占有）、太陽光や風力などの他の再生可能エネルギーは導入容量がほとんどありませんでした（例：2015年の太陽光はわずか4MW）。

2017～2021年：固定価格買取制度（FiTs）による「ブーム」期

この期間は、太陽光発電に対する魅力的な固定価格買取制度（FiTs）の導入により、前例のない規模で太陽光発電が発展しました。高いFiTsは投資家にとって非常に利潤の出る環境を作り出しました。

大規模な太陽光発電所に加え、屋根置き（ルーフトップ）太陽光の設置も急増しました。2020年末までに屋根置き太陽光は国の系統に接続された容量で7.4GW超に達し、総太陽光容量は2018年のわずか86MWから2021年には16.5GWへと急増し、ベトナムは地域の太陽光リーダーとなりました。太陽光の後を追う形で、2018年に導入されたFiTsにより風力発電も大きく加速しました。導入風力容量は2019年5月のわずか331MWから2022年7月には少なくとも4,000MWに増加しました。太陽光・風力の急速な導入は、従来の電力開発計画（例：PDP7）で設定された目標を大きく上回り、再生可能エネルギーのエネルギーMixに占める割合が当初予想よりもはるかに大きくなりました。

2022年～現在：政策の調整、課題、戦略の再評価

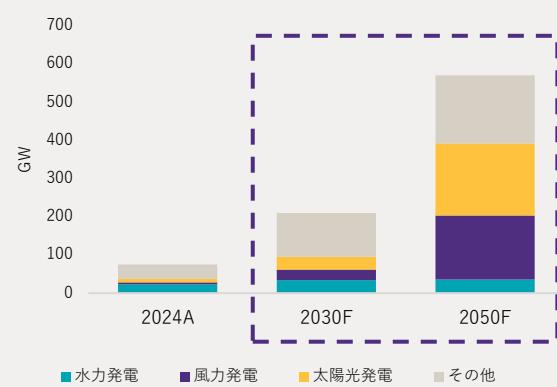
特に中部地域での太陽光・風力の急増は既存の送電網インフラが対応しきれなくなり、再生可能エネルギーの出力制限（カーテイルメント）が大きく発生しました。加えて、魅力的なFiT制度の終了後に明確な代替価格メカニズムが整備されなかったことにより、2021年以降の新規プロジェクト開発は鈍化しました。

長期にわたる遅延を経て、PDP8は2023年5月に正式承認され、2025年4月15日に改訂され、2050年までのベトナムの野心的なエネルギー戦略を示しています。

PPD8（PDP8）を通じた2050年までの政府のビジョンと戦略

- 2030年までに太陽光を46～73GW、風力を陸上27～28GW、海上6GWといった大幅な増強を目標としています。
- 断続性（変動性）に対応するため、蓄電（バッテリーおよび揚水発電）を重視しています。
- 大規模産業消費者が系統の制約を一部回避して再生可能エネルギーを直接購入できるように、電力の直接買取規定（DPPA）などの新しい仕組みを模索しています。また、自家発電・自家消費型の屋根設置型太陽光発電の強化も重視しています。
- 国際的コミットメント：COP26での2050年ネットゼロ達成の表明や、公正なエネルギー移行パートナーシップ（JETP）への参加により、再生可能エネルギーへの長期的な取り組みがさらに強化され、国際的な資金・技術支援を呼び込んでいます。

現在および予測導入容量（2024～2050）



（出典：MoIT、ベトナム政府ポータル）

新しい政策と優遇措置

新たな政府規制

電気法2024年およびDecree 58/2025/ND-CPは、ベトナムが電力セクターを改革し再生可能エネルギーの開発を加速することを意図した重要な法的手段です。これらは、従来のボトルネックに対処し、特にFiT（固定価格買取）後の時代における投資環境の安定化・魅力向上を図ることを目的としています。

- **ベトナム電気法（2024年）**：2025年2月1日発効。再生可能エネルギーを法体系に正式に位置付け、FiTが段階的に廃止される中で再生可能エネルギーに対する市場志向の電力価格形成を導入すること、競争的な電力市場の整備、送配電インフラおよび蓄電技術の支援強化に重点を置いています。
- **Decree 58/2025/ND-CP（再生可能エネルギーおよび新エネルギーに関するDecree）**：2025年3月3日施行。本政令は、再生可能エネルギーおよび新エネルギー・プロジェクトに対する具体的な優遇政策や支援メカニズムを定めており、単純なFiTモデルを超えて、エネルギー貯蔵システム（ESS）、研究開発（R&D）、グリーン水素やグリーンアンモニアといった新たなエネルギー形態に焦点を当てています。

全体的な狙い：



法的な確実性と予測可能性の向上



市場ベースのメカニズムへの移行



系統接続と電力安定性への注力



技術の多様化と新技術の導入促進



屋根置き太陽光の潜在力の解放



国際投資の呼び込み

政府の優遇措置

ベトナム政府は再生可能エネルギー事業に対し積極的に優遇策を提供しており、主な内容は以下の通りです。

財政的優遇：

- 土地利用・賃借料：建設期間中（建設開始から最長3年間）について、土地利用料および土地賃借料を全額免除。免除期間終了後は、現行の投資・土地利用規定に基づき追加の軽減または免除が適用されます。
- 海域使用料（洋上・沿岸プロジェクト向け）：インフラ建設期間中（建設開始から最長3年間）に海域使用料を免除。その後の9年間はこれらの料金を50%減額。

税制優遇：

- 法人所得税（CIT）優遇：再生可能エネルギー事業に対する優遇税率10%を15年間適用。新規投資については、最初の4年間は完全免税、続く9年間は税率を50%減免。
- 再生可能エネルギー事業の固定資産を構成する、国内で生産できない機械・設備・特殊車両については輸入関税を免除。これにより初期設備投資の負担軽減が図られます。



（出典：ベトナム政府ポータル）



情報技術

ベトナムのICT産業

情報通信技術（ICT）分野はベトナムの経済発展においてますます重要な役割を果たしており、国の開発戦略や個別の政策支援により投資が積極的に奨励されているセクターの一つです。継続的な上向きの軌道、強力な政府の支援、拡大するデジタルエコシステムを背景に、投資家にとって魅力的な機会を提供しています。

2024年、ベトナムのICT産業は総収益約3.88千兆ベトナムドン（1,518.6億米ドル）を記録し、前年同期比で11.2%の成長を示しました。この成長は、2023年に同産業が生み出した1370億米ドルの勢いを受け継いだものです。



（出典：MOST、NSO、MOF）

FDI誘致の面では、2024年も同産業は海外投資家の注目を集め、約282白万米ドルの資本を獲得し、19業種中で第8位に入りました。特に注目すべきは546件のFDIプロジェクトで、業種別では第4位となっており、プロジェクト当たりの規模は比較的小さいものの、ICTサービスやインフラに対する広範な関心が示されていることを示しています。

2024年におけるICT分野へのFDIのハイライトは、世界的なAI・半導体企業であるNVIDIAとの画期的なパートナーシップです。12月にNVIDIAはベトナム政府と、ベトナム研究開発センター（VRDC）およびAIデータセンターの2つの主要施設を開発する覚書（MOU）を締結しました。この調印はPham Minh Chinh首相およびCEO Jen-Hsun Huangが立ち会いました。

この合意は、ベトナムが情報技術への投資先として国際的な信頼を高めていることを示すものであり、ICT分野に流入するFDIの性格が、従来のアウトソーシング・組立から、戦略的で高付加価値な技術パートナーシップへと移行していることを象徴しています。これは、コスト優位に依存する段階から脱却し、アジアでAIプレゼンスを拡大しようとするグローバルなテック大手にとって信頼できる投資先としての位置づけを確立しつつあることを反映しています。

ベトナムの主要強み

労働力

ベトナムのデジタル経済は、量・質ともに徐々に向上するICT人材の増加によって支えられています。2024年末時点では、ベトナムのICT従事者数は約154万人（前年比約2%増）に達しており、そのうち約50万人が十分に訓練された人材であると科学技術省（MoST）は報告しています。これらの人材はソフトウェア開発、通信、サイバーセキュリティ、デジタルサービスなど幅広い分野にわたります。

年間約5万人のIT卒業生が労働市場に参入しており、ハノイ、ホーチミン市、ダナンといった主要ハブには人材、大学、イノベーション基盤が集中しています。これらの要素は、熟練した開発者やAI専門家、デジタルサービス提供者を求める企業にとってベトナムを魅力的な立地にしています。

インフラ

2025年初頭までに、ベトナムは全省・全市で5Gカバーレッジを達成し、産業用IoT、スマートシティアプリケーション、高度な企業向けサービスを支えています。事業者向けブロードバンドインフラも大幅に改善され、固定ブロードバンド速度で世界上位40位内にランクインしています。政府はまた、2025年までに光ファイバーの普及を家庭・企業双方で達成することを目指しています。

インターネット基盤に加えて、ベトナムのICTイノベーションは複数の主要ハブに集中するテックエコシステムに牽引されています。代表的な拠点としては、ハノイのHoa Lac Hi-Tech Park、ホーチミン市のSaigon Hi-Tech Park、ダナンのDa Nang Hi-Tech Parkがあります。Hoa Lacは主要大学に近接して高度技術企業を多く集め、Saigon Hi-Tech Parkは最大かつ最も発展した拠点で多数のグローバル企業を抱えます。Da Nangのパークはスタートアップや研究センターを支援するハブとして成長中です。これらのクラスターは、投資家に熟練人材、R&D設備、強力な官民連携へのアクセスを提供します。

政府の枠組

Make in Vietnam イニシアティブ

2023年に国家デジタルトランスフォーメーションプログラムの下で開始された「Make in Vietnam」イニシアティブは、ソフトウェア開発、デジタルコンテンツ、クラウドコンピューティング、AI分野における国内能力の強化を目的としています。2019年のICT分野の国内付加価値シェアを21%から、2024年までに32%超へ引き上げることを目標としており、国内イノベーションの促進、サプライチェーン強化、国産技術への内外投資の促進を支援します。

ベトナム デジタル変革プログラム（2025–2030）

総額約12億米ドルの予算を見込む本プログラムは、全国規模でのインフラ強化、労働力育成、デジタルエコシステムの成長を通じて、ベトナムのICT戦略の中核をなします。

データ保護とサイバーセキュリティ

ベトナムの法的枠組みは、2019年のサイバーセキュリティ法やその後の規定により改善されており、デジタル事業の保護を強化すると同時に国家安全保障とのバランスを図ることで、テック投資家にとってより安定的で予測可能な環境を提供しています。



（出典：MoST、Ookla Speedtest Global Index、ベトナム政府ポータル）

ベトナムでの設立



市場参入：事業用施設および立地オプション

適切な事業立地の選定は、ベトナムに進出する外国投資家にとって重要な意思決定です。ベトナムは、都市型のオフィスから製造・ロジスティクス・ハイテク産業向けに特化した各種ゾーンまで、多様な選択肢を提供しています。

オフィスおよび小売施設

サービス業や消費者向け事業を立ち上げる投資家にとって、主要都市でのオフィスや小売スペースの賃貸は、実務的で参入障壁が低い手段です。プロセスは主に民間の契約により規定され、法的なハードルは比較的小さいです。

オフィススペースは多くの都市部で入手可能であり、国際標準の設備、現代的インフラ、専門的な管理を備えた最新のオフィスはホーチミン市、ハノイ、ダナンなどの主要都市に集まっています。外国投資家は、事業登録上の用途がオフィス業務と合致する限り、土地利用権を保有していくなくても直接賃貸できます。また、フレキシブルオフィスやコワーキングスペースのネットワークが拡大しており、スタートアップ、中小企業、短期プロジェクトの外国チームに対して短期賃貸、即利用可能な設備、ビジネスサポートを提供しています。これらは初期の市場テストやプロジェクト型業務で、最小限の資本で迅速に参入する際に有用です。

小売・飲食業向けには、繁華街での商店（ショッップハウス）やショッピングセンターでの賃貸が一般的です。これらは立地承認、看板許可、消防安全証明、場合によっては環境・食品安全の許認可など、追加のコンプライアンスが必要となります。



専門化されたパークおよび経済ゾーン

製造、物流、テクノロジー系企業にとって、ベトナムの広範な専門パークおよび経済ゾーン網は、専用インフラと政策支援を提供します。

1. 工業団地 (IP) : IPはベトナムの製造業の基盤です。既成の工場施設、貸地区画、および関連施設を提供します。設立の容易さ、熟練労働力やサプライヤー、物流ハブへの近接性、道路・電力・水道・廃水処理などの基本インフラが整っている点が人気の理由です。

2. ハイテクパーク (HTP) : HTPは、電子、半導体、生物工学、IT、精密工学など研究集約型・高付加価値産業向けに設計されています。物的インフラの提供に加え、産学官の連携やイノベーションを支援する政策環境も整備されています。主なハイテクパークには以下があります。

- Saigon Hi-Tech Park (SHTP、ホーチミン市)
- Hoa Lac Hi-Tech Park (ハノイ近郊)
- Da Nang Hi-Tech Park (中部ベトナム)

3. 輸出加工区 (EPZ) : EPZは主に輸出向け製品を生産する企業向けに特化した区域で、港湾や空港に近接しており物流面で有利です。税関手続きの迅速化や、輸入原材料に対する関税免除などの優遇を受けられます。代表的なEPZには、ホーチミン市のTan Thuan EPZやLinh Trung EPZなどがあり、電子、繊維、衣料、食品加工といった分野に適しています。

4. 経済ゾーン (EZ) : EZは国境や海岸、主要港湾の近傍に位置する大規模な統合開発ゾーンで、工業団地、居住エリア、物流センター、場合によっては観光やサービスゾーンを含む混合用途開発です。一般に資本集約的で長期プロジェクト向けに想定され、ベトナム内でも最も手厚い投資優遇が適用されることが多いです。

ベトナムの専門パークおよび経済ゾーンに立地する利点

- 税制優遇**：プロジェクトは低税率、免税期間（税ホリデー）、輸入関税免除などの恩典を受けられます。適用はプロジェクト規模、立地、セクターにより異なります。詳細は以下の税務セクションを参照してください。
- 土地アクセスとインフラ**：土地は長期賃貸が可能で競争力のある賃料が適用され、用地整備や割当てに政府の支援が得られます。全てのゾーンで基本インフラが整備されており、HTPは研究開発・高度施設に注力し、IPやEZは製造・物流を支援します。
- 税関・貿易の円滑化**：特にEPZや選定されたIPでは輸出志向企業が迅速な通関手続き、投入資材の関税免除、国境を越えた取引の円滑化といった利点を享受できます。グローバルバリューチェーン内で活動する企業に適しています。
- 行政・設立支援**：多くの立地では管理当局が投資家の事業登録、許認可、規制対応を支援します。
- 労働力と訓練へのアクセス**：これらの地域は職業学校や専門学校の近接に位置することが多く、熟練労働者へのアクセスが得やすいです。特にHTPはSTEM分野の人材に近い利点があります。
- 統合された支援エコシステム**：ほとんどのゾーンでは銀行、保険、物流、診療所、基本的なビジネスサービスへのオンラインサイトまたは近接アクセスがあり、社会住宅や労働者宿舎など長期運営と労働力ニーズを支える近代的な施設を提供する場合もあります。

賃貸ガイドライン

ベトナムの工業・経済ゾーンでの設立は、リース形態、プロジェクト規模、立地により通常3~6か月を要します。投資家は投資・登録書類および土地・施設所有者との合意書を準備する必要があります。消防安全や環境規制への適合が必須です。一般的なリースおよび事業設立の流れは以下の通りです。

1

専門パークまたは経済ゾーンを選定し、土地を賃借するか既存施設を借りるかを決定します。土地の場合はゾーン開発者または管理委員会と、施設の場合は施設所有者と協議します。

2

面積、賃料、賃貸期間、条件を交渉します。最終承認前に条件を確保するために覚書（MOU）または基本合意書を締結します。

3

ゾーン管理委員会または省レベルの投資当局に対して投資登録証明書（IRC）の申請を提出します。申請書類には投資家の法的書類、プロジェクト提案、資金証明書、MOU等が含まれるのが一般的です。

4

IRC承認後に賃貸契約を最終化し、相互署名を行います。土地賃貸または施設賃貸契約を締結します。

5

企業登録証明書（ERC）、消防安全承認、その他必要な許認可を取得します。土地賃貸プロジェクトは建築許可や環境影響評価が必要となります。既成施設の賃貸は事業内容に応じて環境登録や評価が求められる場合があります。

6

土地賃貸プロジェクトは建設を進める。施設賃貸プロジェクトは入居して設備工事（フィッティング）を開始できます。準備が整い次第、事業運営を開始します。

注：ステップ5と6は同時並行で実施できます。

（出典：2020年投資法、ベトナム政府ポータル）

企業設立

企業法は、2020年6月17日にベトナムの国会で可決され、2021年1月1日に施行されました。この法律では、事業体の法的形態として、以下の7種類を規定しています。

- ・ 有限責任会社（「LLC」）
- ・ 株式会社（「JSC」）
- ・ 個人事業主
- ・ パットナーシップ
- ・ 支店
- ・ 駐在事務所（「RO」）
- ・ 事業協力契約（「BCC」）

2021年1月1日にパブリック・プライベート・パートナーシップに関する法律が施行されました。PPP契約による投資の形態は、監督官庁と投資家の間の契約に基づいて行われます。

2020年6月17日に国会で「投資2020法」が採択され、構造的に外資に寛容となりました。ただし、「ネガティブリスト」を導入し、「制限分野リスト」に明示された分野以外で、外国企業のベトナムへの投資を認めてます。特定の分野への投資は、一定の条件を満たす必要があります。外国人投資家には条件付投資規則が適用され、さらに以下のような制約があります。

- (i) 出資比率の制限
- (ii) 投資形態に関する制限
- (iii) 事業活動や投資活動の範囲に関する制限
- (iv) 出資者・協力者の資金力
- (v) その他、国際条約やベトナム法に基づく条件

ベトナムで投資を行うために法人を設立しようとする外国人投資家は、投資プロジェクトが必要です。投資プロジェクトとは、企業が中長期的に資金を投入し、特定の地域や期間で投資活動を行うことを宣言する提案の集合体です。また、投資家の法的地位を証明する書類を提出する必要があります。さらに、財務能力に関する報告書、投資優遇措置に関する提案書も提出する必要があります。投資登録証明書（IRC）は、一般的な投資プロジェクトに関する書類一式を受け取ってから15営業日以内に発行されます。

IRCの発行後、投資家は企業登録証明書

（「ERC」）を申請して、完全な申請書類を受け取ってから3営業日以内に発行され、法人設立手続きを完了し、投資プロジェクトを実行に移さなければなりません。当局が追加書類を要求した場合、これらの手続きに時間がかかることがあります。IRCは当局の裁量に委ねられるため、場合によっては認められないこともあります。

必要な資本金

一般的に、会社の資本金には上限と下限がありません。ただし、一部の分野では、商業銀行には最低3兆ベトナムドン（1.17億米ドル相当）の資本金要件が求められるなど、事業を開始する前に一定の資本金基準を満たすことが必要です。

会社定款

会社定款は、会社の設立と運営を規定する文書の一つです。会社定款は、取締役会および株主・所有者に付与される権限、義務および債務を定めています。

提出要件

ベトナムで設立されたすべての会社は、財務省（「MoF」）によって規制されたベトナムの会計基準（「VAS」）およびシステムに準拠する必要があります。決算日から、個人事業主・合名会社は30日以内、その他の法人は90日以内に決算書の提出が義務付けられています。また、第三者による監査済みの財務諸表は、外国投資会社、公開会社、証券会社、信用機関、金融機関、保険会社/ブローカー、国有企业（国家機密の分野で活動する企業を除く）、国家的重要プロジェクトを実施する企業、国家が出資した資本を持つ企業や組織、政府が規定したその他の国家資本によって出資されたプロジェクトにとって必須の要件です。

株式会社

設立後は、その他に以下のような主な手 続きを行う必要があります。

- ・ 全国企業登録ポータルへの情報掲載を発表
- ・ 社印の彫刻
- ・ 銀行口座開設（例：直接投資資本口座および営業口座）
- ・ 社会保険事務所に社会保険加入の登録をする
- ・ 新設または事業開始した企業については、事業開始初年度の営業許可料が免除され、2年目以降に支払う必要である
- ・ 電子インボイスの登録
- ・ その他

外国企業は、以下のようにベトナムに拠点を置くことができます。

- ・ 有限責任会社（「LLC」）
- ・ 株式会社（「JSC」）
- ・ パットナーシップ
- ・ 支店
- ・ 駐在事務所（「RO」）
- ・ 事業協力契約（「BCC」）

外国人投資家は、既存の国内企業の資本 や株式を購入することもできます。ただし、分野によって所有権に一定の制限があります。

株式会社（JSC）は、3つ以上の組織または個人によって保有される株式に分割された定款資本を持つ会社です。JSCは、複数の法定代理人を置くことができます。JSCは公認の法人であり、ベトナムの法律上、株式を発行できる唯一の会社形態です。株主は、出資した資本金の額を限度として、その債務および負債に責任を負います。JSCは、有価証券を発行し、証券取引所に上場することができます。JSCは、100%外資か国内資本のどちらか、または外資と国内投資家のジョイントベンチャーの形態をとることができます。

JSCは、設立株主が会社の株式を引き受けることによって設立されます。株主は3名以上であることが必要であり、法律で上限は定められていません。

JSCの設立株主は、JSCが売り出すことが許可されている株式総数の少なくとも20%を引き受けなければなりません。株主は、ベトナム人、外国人を問いません。JSCは、普通株式を発行しなければならないが、優先株式や社債を発行することもできます。優先株の種類は以下の通りです。

議決権付き優先株：政府公認の組織と創立株主のみが保有を認められます。

- ・ 配当優先株式
- ・ 償還可能優先株式
- ・ その他の種類の優先株は、会社の定款に従います

株主は、優先株を普通株に転換することはできますが、普通株を優先株に転換することはできません。会社の株式は、議決権付き優先株式を除き、株主間で自由に譲渡することが認められています。

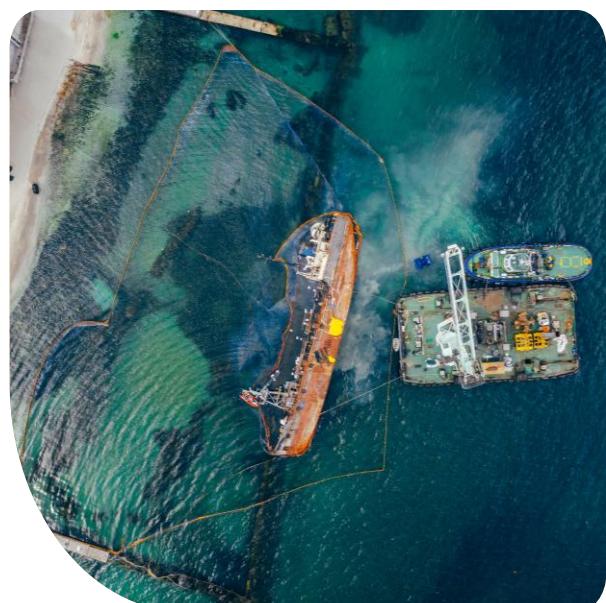
有限責任会社

有限責任会社には、(i)一人有限責任会社と(ii)二人以上の社員がいる有限責任会社があります。どちらの形式も上場はできません。

有限責任会社には株式を発行する権利はなく、有限責任会社の総社員数は50名を超えることはできません。有限責任会社は、複数の法定代理人を置くことができます。

現金のほか、金、土地使用権、知的財産権、技術、技術ノウハウなどの資産価値で出資することができます。

有限責任会社は、法律に従って定款の資本金を減額することができます。





事業協力契約（「BCC」）

事業協力契約とは、複数の当事者間で締結される契約関係で、一般的には外国人投資家と現地企業との間で締結されます。これは、法人を設立するのではなく、パートナーが相互に責任を分担し、利益と損失を共有することに基づいて事業活動を行うことを許可するものです。この形態は、LLCsやJSCsが制限される業界で従来から使われます。この形態は、経営権を海外パートナーに譲渡することなく、私的な資金調達を行う手段です。

官民パートナーシップ契約（「PPP」）

官民パートナーシップ（PPP）契約とは、インフラプロジェクトや公共サービスのために、政府が民間セクターと締結する契約形態です。これには、BOT（Build-Operate-Transfer）契約、BT（Build-Transfer-Operate）契約、BTO（Build-Transfer-Operate）契約が含まれます。これらの契約の違いは、プロジェクトが政府に移管される時点にあります。PPPに関する法律によると、5つの本質的な分野に焦点を当てています。①交通機関、②送電網、発電所（水力発電所など一部を除き）③灌漑、上水道、排水、廃水処理、廃棄物処理、④健康管理、教育、トレーニング、⑤ITインフラ

パートナーシップ

ベトナムでは、パートナーシップの構成員であり、事業の共同所有者である個人が少なくとも2人いれば、パートナーシップを設立することができます。これらの個人はゼネラルパートナーとなり、パートナーシップのすべての義務に対して無制限の責任を負うことになります。また、パートナーシップには、個人または組織で、資本の一部のみを拠出し、その拠出額を上限として有限責任および権利を有する有限責任パートナーが存在する場合もあります。一般的に、ベトナムにおける外資系企業への投資において、パートナーシップはあまり利用されていません。

駐在員事務所（「RO」）

商法に基づき、外国人投資家はベトナムに駐在員事務所（「RO」）を設置することができます。ROについては、以下のよう規定があります。

- ・ 外国企業は、1つの省または中央付属市内に同一名称のROを1つ以上設立してはなりません。
- ・ 外国親会社がベトナムにROを設立するためには、少なくとも1年間操業していなければならず、その設立証明書（または同等の書類）の有効期限は、申請書の提出日から少なくとも1年間でなければなりません。
- ・ ROのライセンスは5年間有効ですが、有効期限が切れた場合は延長または再発行があります。
- ・ ROは、収益を上げる活動（契約の締結、商品・サービスの販売など）を行うことはできません。ROは、連絡事務所としての活動、市場調査、親会社のビジネスや投資機会の促進のみが許可されています。
- ・ ROは、現地の産業貿易省に毎年活動報告書を提出することが義務付けられています。

支店

支店は外国直接投資の一般的な形態ではなく、特定のセクター（銀行や法律事務所など）にのみ適用されます。これらのセクターは、専門的な管理に関する法令で規定されています。支店は独立した法人ではありません。以下はベトナムに設立された外国商人の支店の特徴です。

- ・ 外国企業は、1つの省または中央付属市内に同一名称の支店を1つ以上設立してはなりません。
- ・ 外国企業は、少なくとも5年間事業を継続していることを条件に、ベトナムに支店を設立することができます。
- ・ 外国企業の支店はベトナムで商業活動を行うことが許可されていますが、ROはそのような活動を行うことは許可されません。.
- ・ 支店は毎年、事業の運営と財務状況をMoITに報告することが義務付けられています。

会計・監査



会計制度

外資系企業は一般的にベトナム会計制度(VAS)の適用が義務付けられています。VASは主に以下の通達一によって規定されています。

Circular 200

2014年12月22日付
Circular 200/2014/TT-BTC (“Circular 200”) ベトナムでのすべて種類の企業

Circular 133

Circular 133/2016/TTBTC号 (“Circular 133”) 中小企業向け

Circular 132

Circular 132/2018/TTBTC号 (“Circular 132”) 零細企業向けのVASに関するガイダンス

Circular 210

ベトナムでのすべての証券会社はCircular 210/2014/TT-BTC (“Circular 210”)を適用することが義務付けられています

Circular 200

Circular 200は決定第15/2006/QD-BTC号に代わるもので、ベトナムのVASに関するガイダンスを提供しており、この会計基準はベトナムでのすべての業種が適用されています。

Circular 133

Circular 133は、中小企業 (“SMEs”) 向けのVASに関するガイダンスを提供しており、2006年9月14日付Decision No 48/2006/QD-BTC及び2011年10月4日付Circular 138/2011/TT-BTCでSMEsに適用される内容を置き換えました。SMEsは、それぞれの業種、経営、意思決定の目的に合わせて、会計制度を主体的に設計・構築することが認められています。SMEsは、Circular 200 および関連する規定の修正、補足、代替に基づく会計制度を適用することができますが、税務当局に通知し、会計年度を通じてこの会計制度の適用を一貫することが必要です。

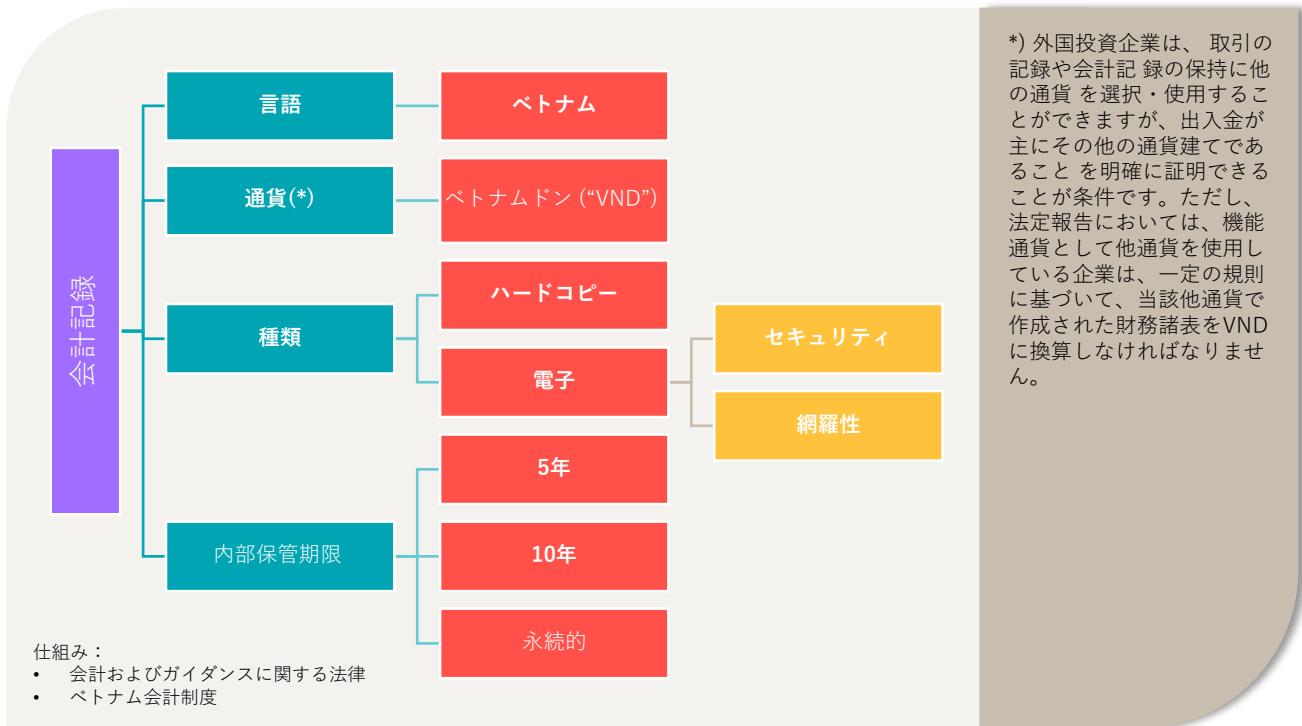
Circular 132

Circular 132は、零細企業向けのVASに関するガイダンスです。Circular 132は、2019年4月1日以降に開始する会計年度から発効されました。したがって、小規模事業者は、会計主任を任命する必要はなく、可能であれば、会計主任サービスに従事することができます。さらに、CIT対売上高比率(%)に基づいて法人税 (“CIT”)を支払う零細企業は、財務諸表を作成し、税務当局に提出する義務はありません。零細企業は、自らの裁量で、中小企業の会計規則に関してCircular 132またはCircular 133のいずれかを適用することができます。

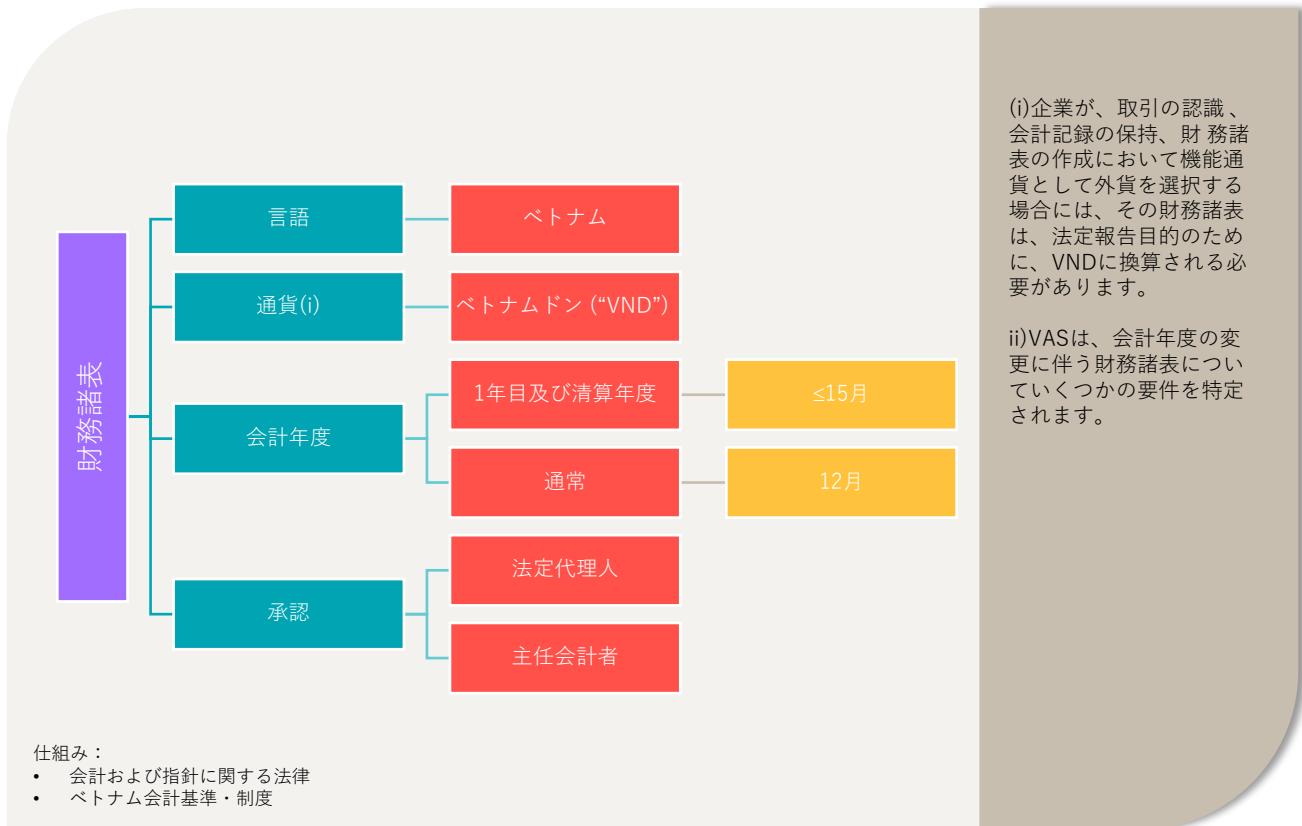
Circular 210

Circular 210は、証券会社に適用される会計制度に関するガイダンスです。Circular 210は、ベトナム証券法の規定に基づいて設立され、運営されている証券会社に適用される財務諸表の勘定科目一覧表、会計方法、会計帳簿の様式、作成方法、および財務諸表の表示に関する多くの修正を規定しています。Circular 210は、2016年1月1日以降に開始する会計年度から証券会社に適用されます。

会計記録

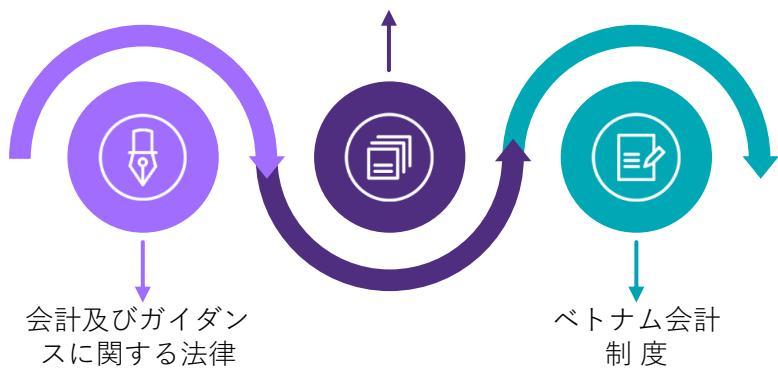


財務諸表

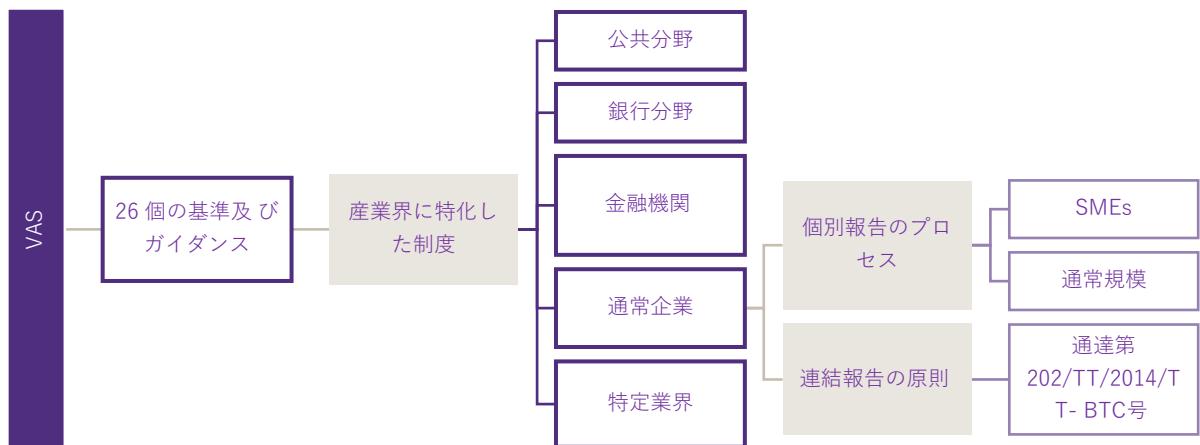


会計規定

ベトナム会計基準及び ガイダンス



ベトナム会計基準及び制度(“VAS”)



VASの主な特徴:

- 2000年から2005年にかけて、ベトナムの一般企業会計基準が公表されました。これらは、発行時に広く普及していた国際会計基準審議会(IASB)によって公布された国際会計基準(IAS)および国際財務報告基準に基づいて採用されています。
- IFRSとVASの主な相違点は、IFRSの継続的な変更および修正により、用語、適用される評価方法および開示要件が含まれます。
- 会計士は通常、標準化された財務諸表、会計処理、勘定マッピング、会計台帳/バウチャーなどを明確に指針とするベトナム会計基準の代わりに、ベトナム会計システムの詳細なガイダンスを参照する。

ベトナム財務報告基準（「VFRS」）

2020年3月16日、財務省は、以下の段階でベトナムにおける財務報告基準の適用に関する提案を承認したDecision No.345/QDBTCを発行しました。

1

2

3

VFRS の準備

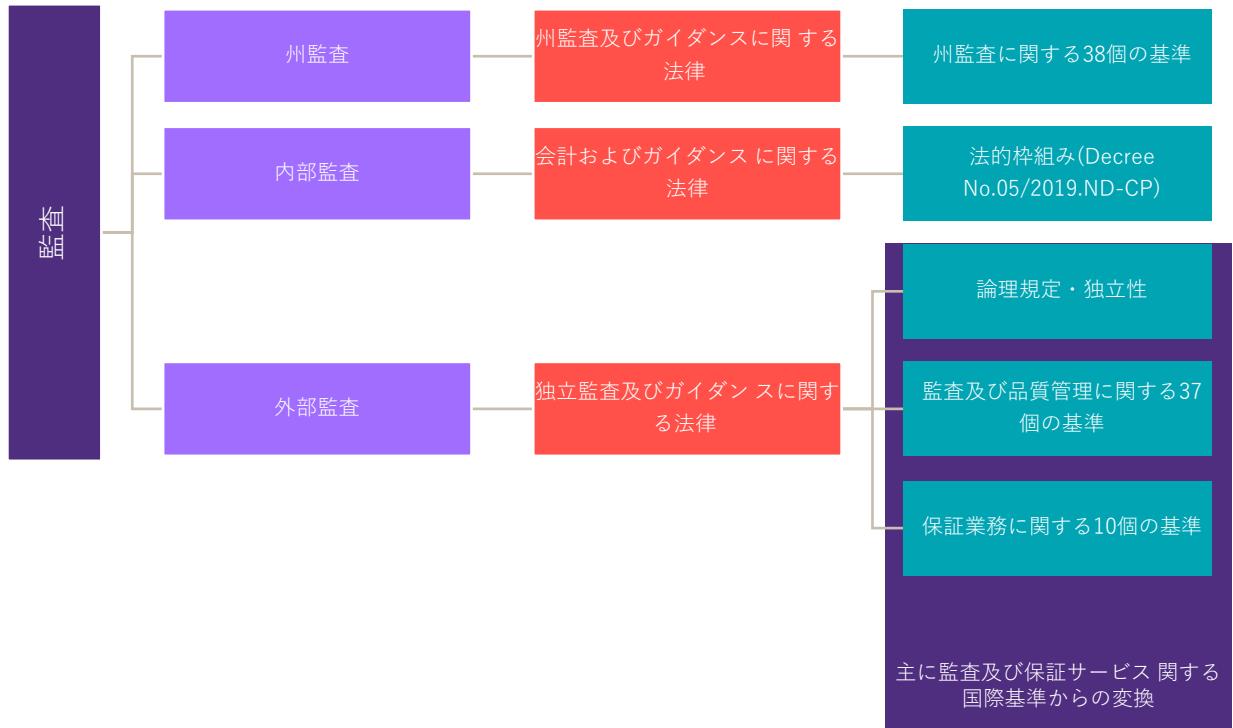
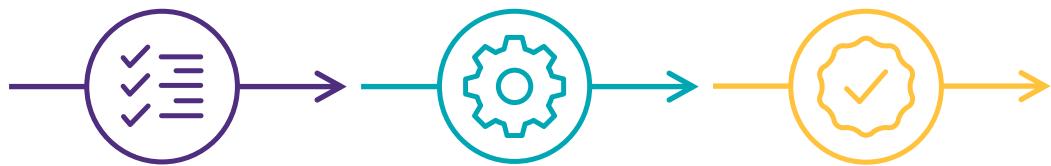
財務省(MoF)

IFRSパイロット適用

財務省（MoF）と任意企業

VFRS強制適用

上場企業、国有企業、大規模公開企業



ベトナムIFRS適用

ベトナムは現在、ベトナム会計基準（VAS）から、国際財務報告基準（IFRS）の要件に基づいて策定されたベトナム財務報告基準（VFRS）への移行計画を積極的に進めています。

2024年11月29日、国会は会計法第88/2015/QH13号のいくつかの条項を改正・補足する法律第56/2024/QH15号を公布し、これにより財務省（MoF）に対し、IFRSの適用に関する対象範囲、手続き、ロードマップ、およびその他の関連事項について指針を示すよう委任しました。

2025年5月、財務省は、ベトナムにおけるIFRS適用のためのガイダンスに関する通達案を公表し、意見募集を行いました。通達案によると、IFRSの適用に関して以下の主要な点が影響を及ぼすとされています。

- 必要性、能力、資源を有するすべての企業は、財務諸表の作成および表示において、IFRSまたはVASのいずれかを選択することができます。
- IFRSの適用を選択した企業は、報告日に有効なすべてのIFRSを財務諸表の作成および表示に適用しなければなりません。
- IFRSを適用する企業は、勘定科目番号、名称、および記帳方法に関して独自の会計システムを決定します。
- IFRSを適用して財務諸表を作成・表示する企業は、VASベースの財務諸表を作成する必要はありません。IFRSベースの財務諸表は、法令に基づき、関係当局への提出および一般への開示・公表を行う法的報告書として認められます。
- IFRSを適用する企業は、独立監査法の規定に従って監査を受ける必要があります。
- 本Circularは、2026年1月1日から施行される予定です。

IFRSは世界で最も普及している会計制度の一つであり（140以上の国・地域で適用）、先進国の財務管理当局が適用を推奨していることから、IFRSの（任意）導入は企業にとっていくつかの利点があります。IFRSの適用により、各国間の財務情報の透明性・比較可能性が強化されることが期待されます。さらに、IFRSは企業、顧客、仕入先がより効果的、効率的、経済的に資本市場にアプローチすることを支援することも目的としています。

報告にIFRSを適用することにより、ベトナムの企業は以下のような利益を得ることができます。



主要な監査要件

法定年次監査

公共の利益のエンティティは「レビュー済み」 半期財務諸表および「監査済み」 年次財務諸表の提出が義務づけられています。2025年には、MoFによって承認・認可された企業のリストには、27の監査法人が含まれています。



外国直接投資企業は、法定監査を受けることが義務づけられています。2025年（2025年4月17日更新）に財務省によって許可及び承認された企業のリストには、223の監査法人が含まれています。

合併や買収、所有者の変更、解散、破産などの特別な状況に関与する他の事業体は、監査する必要があります。

重要なお知らせ：ベトナム法に基づき「大規模企業」と分類される企業は、Decree No. 90/2025/ND-CPにより法定監査の実施が義務化—2025年4月14日施行

本Decreeによると、企業が以下の3つの基準のうち少なくとも2つを満たす場合、「大規模企業」として分類されます。

- ・ 社会保険に加入している従業員の平均人数が200人を超えること。
- ・ 年間売上高が3,000億VNDを超えること。
- ・ 総資産額が1,000億VNDを超えること。

これらの数値は、社会保険の申告記録および直近の年度財務諸表に基づいて判定され、監査義務の回避を防ぎ、透明性を確保することを目的としています。

さらに、本政令では、同一クライアントの監査報告書に署名できる公認会計士の最長連続期間を5年間に制限し、監査業務における客観性と専門性の向上を図っています。

監査契約締結期限

監査契約は、2004年3月30日付のDecree 105/2004/NDCP および2012年1月1日発効の独立監査法に従い、企業の会計年度末より遅くとも30日前までに独立監査人と締結する必要があります。

監査報告・ローテーション

銀行、非銀行信用機関、外国銀行の支店などの特定の企業は、5年連続で監査法人を交代させるか、他の監査法人と交代させなければなりません。その他の企業については、監査法人や監査人の交代に関する同様の要件はありません。

公共の利益のエンティティ（“PIE”）については、すべての上級職員（業務パートナー、業務の品質管理審査員、またはその他の監査パートナー）の関与は、連続する5年を超えることができません。

監査意見書は、監査法人の法定代理人1名と監査人1名を含む2名の公認会計士による署名が必要です。

署名する公認会計士は、5年連続で関与した後、1年間のクーリングオフ期間を設けてローテーションする必要があります。

内部監査

上場企業、国有企業、証券会社などの特定の場合では、強制的な内部監査が必要です。

監査報告書の期限

会計年度終了後3ヶ月目の末日までに、監査済みの年次財務諸表に記入し、企業の本社がある中央政府の管轄下にある省・市の財政局、地方税務局、統計局に提出する必要があります。輸出加工区（EPZ）または工業団地（IP）に所在する企業については、必要に応じてEPZまたはIP管理委員会に財務諸表を提出します。

公共の利益エンティティは、貸借対照表日から半期レビュー済みの財務諸表は45日以内、期末監査済の財務諸表は90日以内に提出・公表することが義務づけられています。

課税所得



ベトナムにおけるほとんどの事業活動および投資には、以下の税金が課せられる可能性が高いです。

- ・ 法人所得税(年次申告)。
- ・ 付加価値税(月次または四半期の提出)。
- ・ 個人所得税(月次または四半期の確定申告と年末確定)。
- ・ 外国契約者税(月次申告または発生時申告、契約終了時に確定申告)

影響を与える可能性があるその他のさまざまな税金があります。以下の特定の活動。

- ・ 特別売上税。
- ・ 天然資源税。
- ・ 固定資産税。
- ・ 輸出入関税。
- ・ 環境保護税。



法人税



外国契約者税



付加価値税



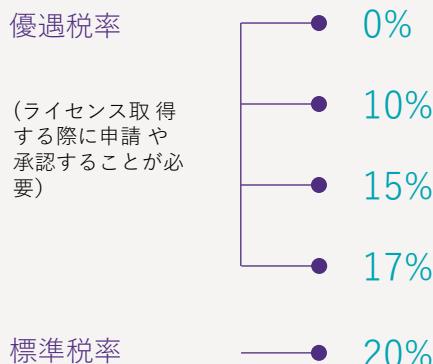
その他



個人所得税



法人税（「CIT」）



CIT率

現在、CITの標準率は20%です。特定の産業はより高い税率が適用されます。

- 石油・ガス業界で運営している企業は、地域や特定の案件によって25%から50%の範囲の税率が適用されます。
- 鉱物資源の探鉱、探査、開発に従事する企業は、場所によって40%または50%のCIT率が適用されます。

投資優遇制度により法人税が減免される場合があります。

税制上の優遇措置

税制優遇

- 15年間は10%、10年間は17%
- 特定の社会保障分野（教育、医療など）には、プロジェクトの全期間にわたって10%の税率が適用されます。

税金の免除

- 企業が初めて利益を上げた後、一定期間に法人税は完全免除。
- その後、適用税率の50%で課税される期間。
 - 4年間免税、その後9年間50%減税。
 - 4年間免税、その後5年間50%減税。
 - 2年間免税、その後4年間50%減税。

特定の税制優遇措置

適格経済・高い技術地帯、特定工業地帯、社会経済的条件の厳しい地域



場所

教育、ヘルスケア、スポーツ・文化、高い技術、環境保護、科学研究、インフラ開発、再生可能エネルギー、ソフトウェア製造



分野

投資資本、最低収益、最低従業員数の要件を満たす大規模製造プロジェクト



投資規模



損金算入可能な費用と損金不算入費用

損金算入可能な費用

費用は、以下の要件を満たす場合には、損金算入されます。

- ・ 事業活動に関連するもの
- ・ 十分な正規書類(請求書、VND 2,000万以上の取引の 非現金支払証拠など)
- ・ 特に損金不算入と特定されていない。

損金不算入費用

- ・ 現行の規制に準拠していない固定資産の償却
- ・ 実際に支払われていない、あるいは労働契約や労働協約や方針または同様の文書に記載されていない従業員報酬費用
- ・ 従業員の福利厚生（従業員の家族に提供される一定の給付を含む）が年間平均給与の1カ月分を超える場合
- ・ 現行の規制に準拠しない研究開発のための引当金
- ・ 退職手当及び退職手当の支給が労働法所定の金額を超える場合
- ・ 外国企業の本社がベトナムでPEに配分した間接費が、所定の収益に基づく配分方式に基づく金額を超える場合
- ・ 定款資本の未拠出部分に対応する融資の利子
- ・ 非経済・非信用機関からの借入金に対する利息が、ベトナム国家銀行（「SBV」）が定める利息率の1.5倍を超える場合
- ・ 特定の純支払利息がEBITDAの30%の上限を超える場合
- ・ 現行の規制に準拠していない株式評価損、貸倒れ、金融投資の損失、製品保証、または建設工事の引当金
- ・ 買掛金以外の外貨建項目の期末評価替えによる未実現為替差損
- ・ 教育、医療、自然災害、慈善住宅建設などへの一部の寄付を除く寄付
- ・ 行政処分、罰金、延滞利息
- ・ 任意年金基金への拠出、生命保険料、任意年金の加入、従業員の生命保険料が1人当たり月額300万 ドンを超える場合（2018年2月1日から適用）
- ・ 株式の発行、売買に直接関連する特定の費用
- ・ 信用可能な投入付加価値税、法人税、個人所得税(総所得の場合)

課税所得

課税所得は、総収入と損金算入可能な費用の差額にその他の課税所得を加えたものとして定義されます。

ビジネスユニットは、会計上の利益から課税対象利益を算出するための調整を行うスケジュールを含む、年次法人税申告書を作成することが求められています。

損失

税務の確定後に損失を発生した事業は、それらの損失を将来の年度の課税所得と相殺するために、最高05年連続して繰り越す権利を持ちます。

優遇が与えられる活動からの損失は、優遇が与えられない活動からの利益と相殺することができ、逆もまた同様。

不動産の譲渡や投資プロジェクトの譲渡による損失は、他の事業活動からの利益と相殺することができます。

納税者は後方損失を持ち越すことはできません。

受取配当金

法人株主への配当は、支払企業が支払前に法人税の納税義務を果たしている場合、一般的に法人税が免除されます。

過少資本規制

現在のところ、過小資本規制はありません。しかし、海外からの借入金や法人税に関する規制（許容借入枠や過大な金利）には、このような趣旨の一定の制限が見受けられます。

利益還元

ベトナムでは、外国人投資家は、監査済み財務諸表に基づいて利益を得ている場合には、年次で、または投資終了時に、利益を本国送金することが認められています。

外国人投資家またはその投資先企業は、外国人投資家の承認を得て、予定されている本国送還の少なくとも7営業日前に利益を本国に送金する計画を地方税務当局に通知する必要があります。

管理

CITの申告は年一回。

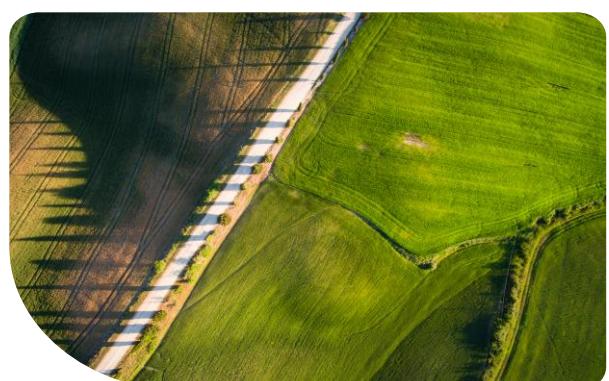
仮払税金は、見積りにもとづき四半期ごとに、また確定にもとづき年度ごとに支払われます。

四半期毎の法人税は、翌四半期の1ヶ月目の末日までに納付しなければなりません。年間法人税確定申告と納税のスケジュールは、会計年度末から3ヶ月目の末日までとなります。

2022年10月30日より発効したDecree 91/2020/ND-CPに基づき、年間の4四半期の法人税仮納付総額は、年末の法人税確定時に支払うべき年間法人税総額の80%を下回ってはいけません（80%のルール）。そうでない場合、第4四半期の納税期限（即ち、翌会計年度の1月30日）の翌日から起算して1日あたり0.03%の遅延利息が課されます。

標準的な課税年度は暦年です。暦年とは異なる会計年度を適用している企業については、適用される会計年度に従って課税期間を決定しなければなりません。企業は、課税年度を変更することができますが、選択した期間は12ヶ月を超えることができず、実施前に税務当局に通知することが義務付けられています。

企業は、本社が所在する省に納税しなければなりません。企業が他の省または市に“従属会計生産事務所”を持つ場合、企業の総支出に対する各生産事業所が負担する費用の比率に応じて、課税・納付すべき法人税の額が決定されることになります。



優遇税率の概要

CIT 率	説明	適用期間	CIT免除	CIT削減
10%	(1)社会経済的条件が特に困難な地域、経済圏、ハイ テク地帯 (HTPs) での新規投資案件からの収入	最大15 年間		
	(2)新規投資案件からの収入： • 科学研究・技術開発、特に重要なインフラ開発及びソフトウェアの制作の投資。 • 複合材料、軽建材、貴金属・希少材料の製造、再生可能エネルギー、クリーンエネルギー、廃棄物 の破壊のエネルギーの製造、バイオ技術の開発。 • 環境保護。	(2)の新規投資案件については、政府の決定により、適用期間をさらに15年間延長することができます。	4年間	9年間
10%	(3) ハイテク企業、ハイテク技術を応用した農業企業の収入	15年間	4年間	9年間
	(4) 製造分野において新規に設立された投資案件からの収入(特別売上税の対象となる製品を製造する案件、鉱物開発の案件を除く)は、最低6兆VNDの投資資本規模を有し、投資証明書の日から 3年以内に支出されます、及び • 収益を生み出す最初の年から3年以内に、最低総収益が10兆 VND/年であること、又は • 収益が発生した初年度から3年以内に、3,000人以上のフルタイム従業員を雇用すること。			
10%	教育訓練、職業訓練、文化、医療、保健、スポーツ、環境、司法評価の分野における社会活動からの企業の収入	案件の全期間	4年間	9年間は特に困難な／困難な社会経済的状況にある地域への申請に適用されます。または5年間はその他の地域に設立されたものへの申請に適用されます。
15%	社会経済的条件の通常地域における農夫養殖業、農 水産物加工業からの企業の収入	案件の全期間		
20%	社会経済的に困難な状況にある地域に拠点を置く新規投資プロジェクトからの収入。 高品質鉄鋼製造、省エネ製品製造、農業、林業、養魚、塩生産用機械設備製造、灌漑設備製造、牛・鶏・水産物用飼料製造・精製、伝統商業・職業発展などの新規投資プロジェクトによる収入。	10 年間 (2016年1 月から17%のCIT率)	2年間、また、社会経済的条件が良好なIPを除く、IPにおける新規投資プロジェクトからの収入についても適用します。	4年間、また、社会経済的条件が良好なIPを除く、IPにおける新規投資プロジェクトからの収入についても適用します。

研究開発及び大規模な案件に適用される税制の優遇

2021年10月6日、政府は特別優遇分野の研究開発および大規模案件に対する特別投資優遇措置に関するDecision 29/2021/QD-TTgを発効されました。詳細な優遇制度は以下のようにまとめることができます。

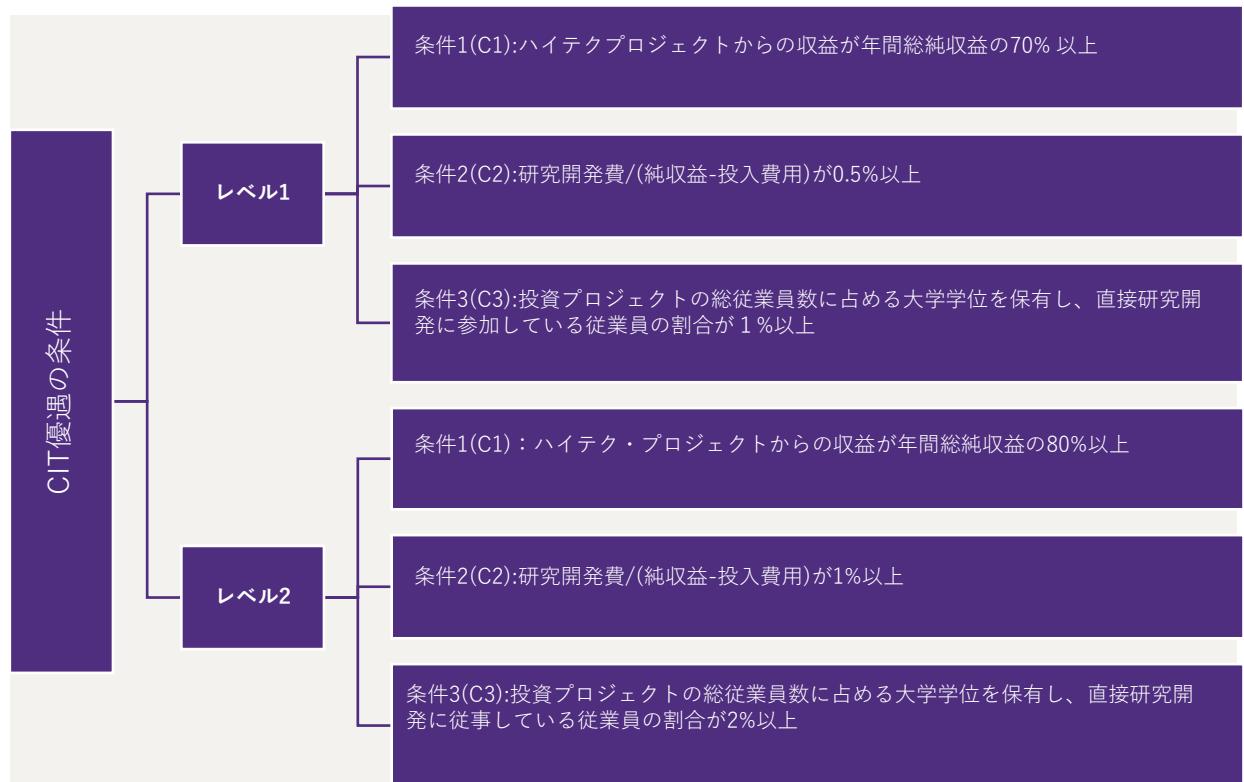
対象事業	特別投資優遇措置の対象となる条件
グループA	以下の条件を満たす新設のイノベーションセンター、研究開発センター: i. 総投資資本金は3兆VND以上 ii. 投資登録証の発行日または投資認可日から3年以内に1兆ドン以上の資本金を払い込むこと。
グループB	以下の条件を満たす特別優遇分野に特化した大規模投資プロジェクト: i. 総投資資本金は30兆VND以上 ii. 投資登録証の発行日または投資承認日から3年以内に10兆ドン以上の資本金を払い込むこと。

本決定のガイダンスにより、新規および拡張投資プロジェクトに特別優遇措置が適用されることになりました。以下は、対象となるプロジェクトに適用されるCIT優遇制度の概要です。

CIT率	特別投資奨励金の対象となる条件	対象期間	CIT免除	CIT削減
9%	Bグループのプロジェクトから生み出される利益に適用	30年	5年	10年
7%	次のカテゴリーに該当するプロジェクトから生み出される利益に適用 • Aグループのプロジェクト • 次のいずれかの基準を満たすグループBのプロジェクト: i. レベル1のハイテク・プロジェクトとして評価されている ii. ベトナム企業にレベル1のバリューチェーンに従事させる iii. 付加価値(製品の総原価から輸入材料、機械、使用料等の海外への支払い費用を差し引いたもの、等)が製品原価総額の30%から40%を超えて iv. レベル1の技術移転条件の充足	33年	6年	12年
5%	次のカテゴリーに該当するプロジェクトから生み出される利益に適用 • 総理大臣決定により設置されたイノベーションセンター • 次のいずれかの基準を満たすグループBのプロジェクト: i. レベル2のハイテク・プロジェクトとして評価されている ii. ベトナム企業がレベル2の価値連鎖に従事している iii. 製品の総原価に占める付加価値の割合が40%を超える場合 iv. レベル2の技術移転条件の充足	37年	6年	13年

研究開発及び大規模な案件に適用される法人税の優遇（続き）

レベル1またはレベル2のハイテク・プロジェクトは、以下のように規定されています。



裾野産業製品に適用される法人税の優遇措置（続き）

さらに、工業製品を支えるプロジェクトの CIT 優遇に関する Decree No.218/2013/ND-CP を補足するために、2021年6月4日に政府によって Decree No.57/2021/ND-CP ("Decree 57") が発行されました。Decree 57 は 2021年6月04日から施行され、遡及的に適用されます。

この分野における優遇政策とは、最高レベルの CIT 優遇（4年間の免税、その後9年間の納税額の50%減額、15年以内の優遇税率10%）に加え、企業が法定当局（工業省・貿易省など）から支援製品の製造プロジェクトの優遇証明書を授与された会計年度の CIT 優遇を受けることができるということを意味します。

他の条件（裾野産業に関する条件以外）で法人税優遇措置を受けた、または受けている企業の場合、「残りの優遇期間」は、裾野産業製品製造プロジェクトの条件における法人税優遇期間から、他の優遇条件で既に免税、減税、優遇税率を受けた年数を引いたものとします。



移転価格税制（「TP」）

ベトナム政府は、2005年以降、移転価格（「TP」）を法人税制の必須項目として施行しました。この点において、ベトナムの納税者は、関連当事者及び関連当事者との取引を特定し、当事者取引がDecree132/2020/ND-CP（2020年以降の課税年度から発効）および2024年以降に適用されるDecree132/2020/ND-CPを補足・改正するDecree20/2025/ND-CPに準拠した証拠を開示し、文書化することが要求されています。

一般的に、関連者取引を行う納税者は、以下の書類を作成する必要があります。

- TP開示フォーム：これらのフォームでは、関連者間取引の開示、価格決定方針のテスト方法、TP文書報告書の簡単なチェックリストが要求されます。TPディスクロージャーフォームは、法人税の確定申告書の付属書類とみなされ、毎年同様の期限で提出されます。
- TP文書化報告書：この報告書は、(i)ベトナムの納税者の関連者取引を分析するためのローカルファイルと、(ii)グループの情報を提供するためのマスターファイルと、(iii)最終親会社からの国別報告書のコピー（所在する国で要求される場合）。TP文書報告書はベトナム語で作成され、税務当局の要求に応じて提出されます。

申告を簡素化するため、ベトナムのTP規則にはTP申告の基準値が設けられており、適格な中小納税者はTP文書報告書の作成が免除されます。

事前確認制度（「APA」）は、ベトナムでも単一国間及び複数国間のメカニズムが適用されます。APAに関する現行の法的指針は、2021年8月3日以降発効するCircular 45/2021/TT-BTCです。適格APAは、税務総局の承認により3年間の有効期間が認められます。



TP規制は、以下の条件によって特定される関連当事者間（または被支配企業間）の取引に適用されます。

- 一方の当事者が他方の当事者の経営、支配または資本に直接的または間接的に参加し、又は他方の当事者に投資すること。
- 2つ以上の当事者が、直接的又は間接的に共通の経営、管理、又は資本投資を通じて参加すること。

ベトナムのTP体制は、経済協力開発機構（「OECD」）によって発行された移転価格ガイドラインとBEPS（Base Erosion and Profit Shifting）行動計画に従って確立されています。ベトナムのTP規制とOECDガイドラインとの間に差異が発生したため、ベトナムのDecree 132/2020/ND-CPに基づき、ベトナムの国会議員による追加解釈が適用されます。その結果、現地のレビューやアドバイスなしに、OECDガイドラインやグループの本国法域をベトナムのTP実務に適用することは不可能と思われるため、こうした解釈により、ベトナムのTP準拠文書の作成は独特なものとなり、。

グローバル・ミニマム・タックス（GMT）

ベトナムでは、2024年度以降の課税年度から、グローバル税源浸食防止モデル（GloBE）の一環としてGMTが施行されています。GMTは、連結収益がEUR7.5億を超える多国籍企業グループに適用されます。GMTの適用により、最低補足税率15%が規定され、対象となる納税者は以下の制度に従う必要があります。

- 国内補足税制度（QDMTT）：QDMTTは、ベトナム国内で事業を行う構成企業（CEs）に適用されます。すべてのベトナムCEsの国内ベース実効税率を算定し、15%の最低税率に満たない場合は、その差額分をベトナム国家予算へ補足納付する必要があります。
- 所得包括ルール（IIR）：IIRは、ベトナムに所在する最終親会社に適用されます。各国・地域ごとの国内ベース実効税率を計算し、もし15%の最低税率に達していない国・地域がある場合は、その補足税額を算定し、ベトナム国家予算に納付する必要があります（該当国での納付が行われていない場合）。

対象となる納税者は、会計年度末から12か月以内にGMT申告書類を追加で提出する義務があります。さらに、一定の軽微基準および適用除外の閾値も導入されており、適格納税者を支援する仕組みとなっています。



付加価値税(「VAT」)

 付加価値税対象外	 付加価値税:0%	 付加価値税:5%	 付加価値税:10%
未加工の農産物、品種改良、水産養殖、家畜の品種改良、土地使用権の譲渡、医療サービス、公共通信サービス、教育、公共交通、技術移転、信用・証券サービスなど。	海外/非関税地域に販売され、ベトナム国外/非関税地域で消費される商品/サービスを含む輸出財/サービス、輸出用に加工された商品、国内輸出（条件付き）、国際輸送などを含む輸出商品/サービス。	清潔な水、家畜の飼料、教材、書籍、医薬品・医療機器、各種農産物・サービス、芸術公演、映画上映、展覧会、技術・科学サービス、社会住宅などの必需品・必需サービス	標準VAT率

付加価値税率

付加価値税率:0%

この税率は、海外/非関税地域に販売され、ベトナム国外または非関税地域で消費される商品やサービス、輸出用または国内用に加工された商品（条件付き）、免税店向けに販売される商品、特定の輸出サービス、輸出加工企業向けに行われる建設・設置、航空・海上・国際輸送サービスなどの輸出商品/サービスに対して適用されます。新しい付加価値税法（VAT法）第48/2024/QH15号（2024年11月26日公布、2025年7月1日施行）により、国内で輸出された商品は「輸出商品」として扱われなくなる可能性があります。

付加価値税率:5%

この税率は、一般的に、必需品及びサービスの提供に関する経済分野に適用されます。例えば、清潔な水、教材、書籍、未加工食品、医療品・医療機器、各種農産物・サービス、技術・科学サービス、ゴムラテックス、砂糖及び副産物、特定の文化・芸術・スポーツ・サービス・製品・社会住宅などです。

付加価値税率:10%-一時的に8%に引き下げ

10%の標準税率はVATの免除、VAT0%又はVAT5%の対象として特定されていない事業活動に適用されます。

2023年12月28日以降、物価の抑制および国内需要の喚起を目的として、現行で付加価値税（VAT）10%が適用されている商品およびサービスに対し、2%のVAT減税措置が導入されています。この措置は2025年6月30日まで適用されます。さらに、第15期国会第9会期において2025年6月17日に承認された最新の決議により、当該減税措置は2026年末まで延長され、対象となる商品およびサービスの範囲も拡大されることとなりました。

付加価値税の免除

本取扱いに基づき、アウトプットVATは請求されず、インプットVATは控除できないが、法人税上の損金算入費用が認められるのは、以下のものです。

- ・ 農業、繁殖、養殖からの未加工または前加工製品;
- ・ 家畜、植物の品種;
- ・ 年間売上高が1億VND以下の個人によって提供される商品・サービス。2026年1月1日より、売上基準額は2億VND以下に引き上げられます;
- ・ ベトナムでは製造できない輸入掘削リグ、航空機、船舶;
- ・ 土地利用権の譲渡
- ・ 金融派生商品及び信用サービス(クレジットカードの発行、ファイナンス・リース及びファクタリングを含む。)、保証付ローンの決済のために貸し手の許可の下で借り手が行うVAT対象抵当資産の販売、信用情報の提供。
- ・ 資金運用をはじめとする様々な証券業務;
- ・ 資本割当;
- ・ 外貨取引;
- ・ デット・ファクタリング;
- ・ 一定の保険サービス(生命保険、健康保険、農業保険及び再保険を含む);
- ・ メディカルサービス;
- ・ 教育・研修;
- ・ 新聞・雑誌・各種類書籍の印刷・出版;
- ・ 公共旅客輸送;
- ・ 技術、ソフトウェア及びソフトウェアサービスの移転(輸出ソフトウェアを除く、利率0%の権利を有するもの) ;
- ・ 宝飾品に加工されていないピースで輸入された金;
- ・ 原油、岩石、砂、希土類、希少鉱石などの未加工鉱物製品の輸出、及び政府が天然資源・鉱物の原料輸出を抑制・制限する目的で指定した他の製品に加工されたものの輸出;
- ・ 科学研究・技術開発活動に直接利用するために、ベトナムでは生産できない機械・装置・材料の輸入;
- ・ 油田・ガス田の探鉱・探査・開発のためのベトナム国内で 製造できない設備・機械・予備部品・特殊輸送手段・必要な材料;
- ・ 以下の場合に輸入される商品：政府開発援助、政府機関への外国人寄付、個人への寄付（制限付き）などによる、返金不可の国際援助。



VATの計算方法

控除法

この方法は(i)VND 10億以上のVATの対象となる年収を有する事業所、及び(ii)控除方式によるVAT申告の登録を任意に行う一定の場合を含む、関連する規則に従い、完全な会計帳簿、請求書及び書類を維持している事業所に適用されます。

$$\text{VAT納付税額} = \text{売上VAT} - \text{仕入VAT}$$

直接法

この方法が下記の通りに適用されます:

- 年間売上高が10億VND未満で付加価値税の課税対象となる事業所のうち、自発的に控除方式を適用しないもの;
- 個人及び事業世帯（適切な帳簿を保持していない者を除く）;
- ベトナムに恒久的施設（PE）を有しない外国組織、ベトナム非居住者である個人、収入を得ているにもかかわらず適切な帳簿及び請求書を保持していない者（電子商取引を行う外国供給者またはデジタルプラットフォームを介して事業を行う者を除く）;
- 金、銀、貴石の取引を行う事業所。

$$\text{VAT納付税額} = \text{課税対象価格} \times \text{法令による税率}$$

仕入VATは、以下の要件を満たす場合に控除されます:

- 事業活動に関連すること;
- 十分な正規のインボイスと証憑があること;
- 規制対象となる閾値の取引において、非現金決済手段による決済が行われること;
- 銀行口座を通じての支払い。

直接VAT計算ための法令による税率は事業内容によって下記のように異なります:

- 1%この比率は「流通、商品供給」の事業に対して適用されます。
- 3%この比率は「商品の製造、輸送、商品に関連するサービス、材料を除く建設」の場合。
- 5%この比率は「サービス業、材料費を除く建築業に対するもの。
- 2%この比率は他の事業活動のためのものです。



VAT管理

VAT課税対象の商品を提供するすべての組織及び個人は、VATの登録をする必要があります。

ビジネスユニットは、毎月、翌月の20日までに、または次の四半期の1ヶ月目の最終日までに(前年度の年間収益が500億VND以下の会社の場合)、VAT申告書を提出し、支払うする必要があります。

請求書・支払伝票

商品の販売及びサービスの提供に関する電子請求書について規定される2020年10月19日付のDecree 123/2020/ND-CPにより2022年7月1日以降、電子請求書は、申告方法に基づいて、すべての事業者、経済組織、事業家計、及び個人に対して義務付けられることになりました。2025年6月1日以降、ベトナムに恒久的施設を有さず、ベトナム国内において電子商取引及びデジタルプラットフォームを介した事業活動、その他のサービスを提供している外国供給者に対して、自主的に適用されます。

電子インボイスには、次の2種類があります：

- 税務当局からの検証コードのない電子請求書は、一定の法定条件を満たす一般的な業界の大多数の企業において受け入れ可能です。
- 上記以外の企業、及び高税率リスクに該当する個人・企業には税務当局の認証コード付きの電子インボイスが適用されます。



付加価値税の還付

新VAT規制では、VAT還付は以下の場合にのみ認められます。

- 輸出業者において、超過仕入税額控除額が3億VNDを超える場合、輸出用輸入品を除き、月次・四半期ごとに還付が認められます。ただし、輸出売上高に関連する還付対象仕入税額は、輸出収益の10%を超えてはなりません。事業者が輸出売上高と国内売上高の両方がある場合、収益基準ごとに還付対象仕入税額を別個に記録するか、比例配分しなければなりません。
- 新規及び拡張投資プロジェクト（複数の投資段階または投資区分に分割された投資プロジェクトを含む）を有する事業施設（特定の状況を除く）、または石油・ガス田の探査、調査及び開発プロジェクトであって、投資段階にあり、かつ累積投資段階において（現行事業活動からの仕入税額控除（ある場合）を相殺した後）少なくとも3億VNDの仕入税額が発生しているもの。

還付不可の仕入VATは、次のケースにおいて翌課税期間に繰り越すことができます： (i) 登録資本金の全額出資が完了していない投資プロジェクト、または (ii) 法令で定める条件を満たさず、または維持していない条件付き事業活動を行う事業所（ただし、当該条件付き事業分野について免許の申請がまだ必要とされていない場合、または法令で定める条件付き事業分野への従事免許の対象とならない場合を除く）、および (iii) 石油・ガス以外の天然資源・鉱物採掘プロジェクト。

- 異なる税率の対象となる商品を生産する事業所で、12ヶ月連続または4四半期連続で、控除可能な付加価値税の超過額が3億VNDを超えるもの。
- さらに、事業者は消費税還付を受ける資格を得るために以下の条件を満たす必要があります。
 - 事業登録および税額控除方式に基づく消費税納税の登録を行い、適切な帳簿を整備し、登録済み銀行口座を保有すること；
 - 仕入税額控除の要件を法的に満たすこと；
 - 売主は、消費税還付を申請する事業者に発行した出力消費税請求書を申告すること。

個人所得税(「PIT」)



居住状況

納税居住者

- ・暦年に183以上、又は連続する12ヶ月間、ベトナムに実際に滞在している、また
- ・ベトナムに“定住”しています。

非課税居住者

税務居住者であるための条件を満たさない。

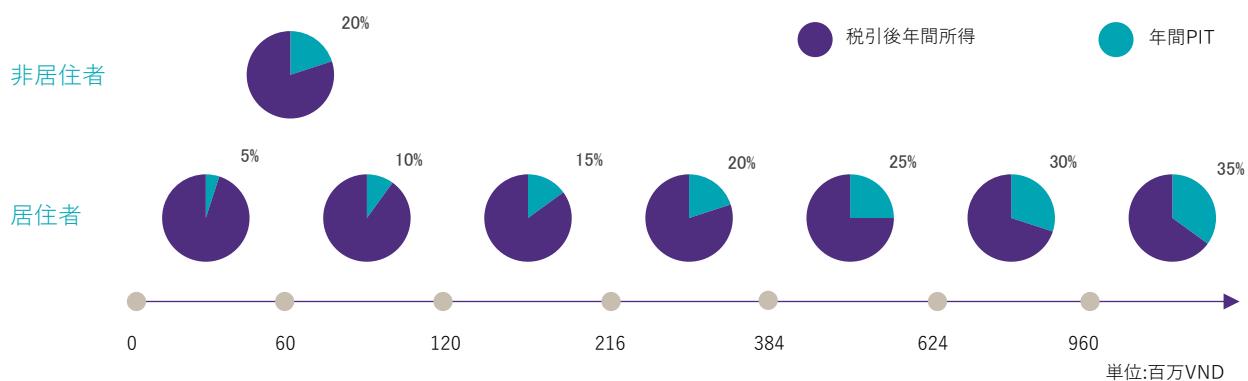


納税居住者は全世界の所得に対して課税されるのに対し、非課税居住者はベトナムでの源泉所得に対して課税されます。



所得・税務上の居住他の性質によります。

給与所得



事業所得



0.5%

物流・供給



5%

資産リース、保険仲介、宝くじ仲介、マルチ商法仲介、報酬



2%

サービス、建築材料を除く建設



1.5%

製造、輸送、商品に関するサービス、建築材料を含む建設



1%

その他の事業活動

納税居住者の控除



税金軽減

- 基礎控除: 1,100万VND/月
- 扶養控除: 440万VND/月/被扶養者



強制保険

社会保険(SI)、医療保険(HI)、失業保険(UI)(*)

(*) 2018年12月1日より、HIに加えて、雇用契約に基づく海外駐在員はSIへの拠出する必要があります。

課税所得及び非課税所得

課税所得

課税所得は、一般に、雇用所得、事業所得、設備投資による所得、資本移転による所得、不動産譲渡による所得、賞金又は獲得金、使用料、フランチャイズによる所得、相続による所得、贈与の受領による所得の10の主要な種類が含まれています。

非課税所得

非雇用者所得

- 金融機関・銀行への預金、生命保険契約の利息;
- 社会保険法に基づいて支払われる退職年金(または外国の同等のもの);
- 多様な直系家族間の財産の譲渡による収入;
- 様々な直接家族間の相続・贈与;
- 任意退職年金制度により支払われる退職年金(月額);
- 生命保険契約からの所得;
- 海外ベトナムから送金外貨;
- 奨学金;
- 生命保険契約および損害保険契約からの報酬支払い。

給与所得

- (i) ベトナムに居住する外国人、(ii) ベトナムで働く他の国籍を有するベトナム人、(iii) 海外で勤務するベトナム人に対する一回限りの地域転勤手当;
- 年1回に海外勤務の海外駐在員及びベトナム人帰国休暇往復航空運賃(家族を除く);
- 研修センターに支払われる従業員研修料;
- ベトナム/海外で働く駐在員/ベトナム人の子供のために、ベトナム/海外で幼稚園から高校までの学費
- ミッドシフト食事(食事が現金で支払われる場合はキャップ付き);
- 光熱費を含む課税住宅給付:実際に支払われた賃料と課税住宅を除く従業員の総課税所得の15%のいずれか低い方
- 労働法に定める日勤又は通常の勤務時間給を超える深夜勤務手当もしくは時間外勤務手当の部分;
- 労働災害補償;
- 規程に基づいて支払われる退職手当
- 外資系海運会社やベトナム国際輸送会社に勤務するベトナム船員の収入。

上記にPIT免除を適用するために、様々な条件や制限があります。



PIT管理

個人税コード

課税所得のあるベトナムにいる個人は、個人税コードを取得する必要があります。課税対象の雇用所得のある納税者は税務登録ファイルを雇用主に提出する必要があります。その後、雇用者はこれを地方税務当局に提出します。課税対象の非雇用所得を持つ全ての個人は、税務登録ファイルを地方税務当局に直接提出する必要があります。

PITの申告・支払

給与所得について

雇用主は、月次、被雇用者のPITを控除し、源泉徴収し、関連する社会保険料と共に税務当局に提出・納付を行わなければならず、遅くとも翌月の20日まで、四半期ベースでは報告四半期の翌月の最終日までに提出する必要があります。源泉徴収されたPITの総額は、西暦年末から3ヶ月目の最終日までに確定する必要があります。

個人所得税の直接申告の対象となる個人は、暦年末から4ヶ月目の末日日までにPIT確定を行うことが要求されています。

海外駐在員は、ベトナム人駐在終了後、45日以内にPIT確定申告を行う必要があります。納税額超過による税金の還付は納税番号とベトナムの銀行口座を持っている人のみが受けすることができます。

非雇用所得について

個人は、課税対象となる非雇用所得の種類ごとに、PITを申告し、納付する必要があります。PIT規定では、収入を受け取るたびに、定期的に所得を申告・納税する必要があります。

PIT控除

海外で所得を得ている税居住者の場合、外国で支払われたPITは、一定の割合と税務行政手続きを条件としてベトナムで支払われた税金に対しては控除されます。

PIT年度

ベトナムの課税年間は暦年です。ただし、最初の到着の暦年において、納税者が1暦年中に183日未満の居住である場合、その納税者の最初の課税年間は、到着日から12ヶ月の期間です。翌課税年間は暦年です。

PIT税率の概要

No.	課税所得の種類	PIT税率	
		居住者	非居住者
1	給与所得	上記(※)の累進率	20%
2	事業所得		
	物流・供給	0.5%	
	サービス、建材材料を除く建設	2%	
	資産リース、保険仲介、宝くじ仲介、マルチ商法仲介	5%	
	製造、輸送サービス、商品に付属するサービス、建設材料を含む建設	1.5%	
	その他の事業活動	1%	
3	設備投資	5%	
4	資本割当	純利益の20%	売上金額の0.1%
5	証券譲渡益	売上総額の0.1%	
6	不動産譲渡所得	売上総額の2%	
7	ロイヤリティ/技術移転/フランチャイズ	1000万VNDを超える金額に対して5%	
8	賞金・獲得金・相続・贈与	1000万VNDを超える金額に対して10%	

給与所得

非税務居住者は、ベトナム源泉の雇用所得に対して20%の一税率でPITの対象となります。税務居住者は、収入が支払われる場所に関係なく、全世界の雇用所得に対して、以下の累進税率に基づいてPITの対象となります。

居住者の年間雇用収入		
(百万VND)から	(百万VND)まで	PIT税率(%)
0	60	5
60	120	10
120	216	15
216	384	20
384	624	25
624	960	30
960+	-	35



本譲渡税 (CGT)

ベトナムは、別途の資本譲渡(以下「CGT」)制度を定められていません。

現地法人の売主の場合、他のベトナム法人への資本/証券の譲渡から生じるいかなる利益もその他の収益とみなされ、従って現行の標準税率20%でCITの対象となります。

外国法人の売主の場合、外国売主が得た譲渡所得に対する税務上の取り扱いは、売主の法人形態によって異なります。特に、ベトナムの有限責任会社

(LLC)の出資持分や非公開の株式会社の株式を譲渡する場合、譲渡益に対して20%CGTが課されるのに対し、有価証券(公開株式会社(「JSC」)の債券、株式)の譲渡は、譲渡価格に対して0.1%のCITが課されます。

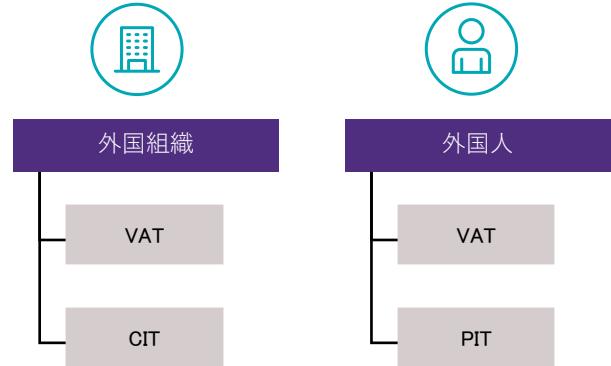
ただし、個人投資家の場合、ベトナム非居住者の所得は、LLCの資本譲渡益に対して20%、有価証券(債券、公社株式、非公社株式)の売却益に対して0.1%の個人所得税が課されます。一方、非課税居住者の資本・証券譲渡による所得は、売却益に対して0.1%の個人所得税が課されます。

課税対象は、譲渡価格から譲渡費用控除を差し引いた金額です

外国契約者税(FCT)

ベトナムからの収入を得ている外国人及び外国組織(以下“外国契約者”又は“FC”)に課されるFCT。ただし、(i) INCOTERMS.に基づく「純粋な商品供給」、すなわちベトナム国境ゲート前での所有権移転、ベトナム国内で行われる関連サービスがない場合、(ii) ベトナム国外で行われ消費されるサービスの場合はが除外されます。

FCTは別途の税金ではありません。FCTはVATとCITまたはPITで構成されています。



FCTの支払方法

控除方法

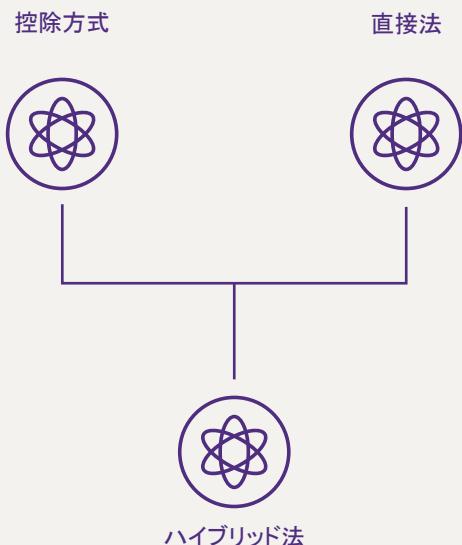
この方式では、FCは、(i)VATはインプットVATをアウトプットVATから控除する方法、(ii)CITは現地企業と同様の収益・費用申告方式で申告することが可能です。なお、FCは、ベトナムの会計制度を採用するなどの基準を満たす必要があります。

直接法

この方法では、FCTは源泉徴収の仕組みです。FCのVATとCITは、FCへの支払いから所定の率でベトナムの得意先によって源泉徴収されます。様々なFCT率は、実施される活動の性質に基づいて規制されています(各活動のFCT率をまとめた下の表をご覧ください)。

ハイブリッド法

この方法は、控除法と直接法が混合であり、FCは控除法でVATを申告し、CITは直接法で申告することが可能です。



FCT税率

以下の一般的なケースにおける直接法によるみなしCIT及びVAT税率

FCTに対する比率(%)			
	事業活動の種類	特定されたVAT-FCT税率(%)	特定されたCIT-FCT税率(%)
貿易	i. 商品の物流・供給; ii. ベトナム国内で提供されるサービスに付属する商品の流通・供給(スポット輸出入形態を含む); iii. INCOTERMSに基づき、ベトナム国内の商品に関するリスクを売主が負担する場合の商品の供給。	1/免除	1
サービス:	サービス	5	5
	レストラン・ホテル・カジノ運営サービス	5	10
	商品供給に伴うサービス (商品と役務の価値を別途しない契約の場合)	3	2
保険:	保険	5 /免除	5
	海外への再保険、再保険移転手数料	免除	0.1
リース:	機械装置及び備品のリース	5	5
	航空機、航空機用エンジン、予備品、船舶のリース (航空機・船舶はベトナム生産不可)	免除	2
銀行:	金融派生商品金融サービス	免除	2
	貸付利息	免除	5
資本投資:	証券・預金証書の移動	免除	0.1
建設:	建築、資機材の供給を含む設置、機械装置	3	2
	建設業、資材、機械、器具備品の供給を除く設置業	5	2
輸送:	輸送(海路輸送、航空輸送を含む。)	3/0	2
ロイヤリティ:	ロイヤリティ/ライセンス料 (*): ソフトウェアライセンス、技術移転、知的財産権の移転は付加価値税の免除	免除(*)	10
その他:	その他生産	3	2
	その他の事業活動	2	2

ベトナムにおける越境eコマース及びデジタル取引に対する税制

外国のeコマース事業に対する税制

2021年9月29日付の通達第 80/2021/TT-BTCは、2022年1月1日より適用され、ベトナムにおいて事業を行う外国eコマース企業に対するの税務申告の仕組みを規定しています。この通達は、2024年11月29日に公布された法律第56/2024/QH15号によって改正されました。同法は、会計、証券、税務管理、個人所得税に関する複数の法律を改正するものです。この法律に基づき、電子商取引、デジタルプラットフォームを通じた事業、またはデジタルサービスを提供する外国の供給者は、ベトナムにおいて、直接または認定代理人を通じて、税務登録、申告、および納税を行う義務があります。

このような事業活動を行う外国企業には税コードが付与され、かつ、旧税務総局（GDT）として知られた税務局のポータルサイトを通じて、四半期ごとにオンラインで税務申告を行う必要があります。課税期間中に収入が発生していない場合でも、空欄の四半期税申告書を提出する必要があります。特筆すべき点として、外国請負業者は、外貨換算可能な通貨での銀行振込により納税を行うことが可能です。

当該外国企業がベトナムにおいて税コードの登録申請および税務申告・納税を行わない場合、関連するベトナム法人は以下の義務を負うことになります。

- (i) ベトナム企業は、外国企業に代わって税金を源泉徴収・申告する義務があります（この仕組みは外国契約者税に類似しています）；
- (ii) ベトナムの顧客が個人である場合、取引に関与するベトナムの商業仲介銀行または決済サービス提供者は、税金を毎月源泉徴収・申告・納付する義務があります。税務当局は、銀行や決済仲介業者に対して、課税対象となる外国供給業者の氏名およびウェブサイトを提供します；
- (iii) 銀行や決済仲介業者が源泉徴収できない決済方法を通じて、ベトナムの顧客が外国供給業者へ支払いを行った場合、銀行または決済サービス提供者は、当該支払いに関する情報を毎月ベトナム税務当局に報告する義務があります。



適用される税率

外国の供給者に適用される付加価値税率は、電子商取引又はデジタル・プラットフォームを通じて提供される財又はサービスの性質によって異なる。具体的には、ベトナムに本拠を置く企業および個人に対して外国のサプライヤーが提供するサービスには、10%の付加価値税率が適用されます。

付加価値税に関する新法に基づく付加価値税に関する新たな法令は、間もなく利用可能となるだろう。電子商取引やデジタルプラットフォームを通じたビジネスのための税務行政に関する法令案が議論されており、今後公表される予定である。

課税評価のためにベトナムで得られる収益は、支払情報（クレジットカードまたは銀行口座情報）、居住状況（すなわち、請求、配送または自宅の住所）、アクセス情報（例えば、携帯電話の国コード、IPアドレス、および地上線の住所または同様の情報）に基づいて得られる。

二重課税協定(以下“DTA”)の回避

ベトナムは、約80カ国とDTAを締結しています。

外国の請負業者／個人がベトナムにPE／税務上の居住者要件を満たさない場合、DTAにより源泉徴収税のうち法人所得税／個人所得税の部分が免除／減額される可能性があります。

外国契約者／個人がベトナムで免税／減税を受けるためには、税務当局にDTAの申請書を提出する必要があります。外国契約者によるDTA申請書の提出後、税務当局は、外国契約者が該当するDTAの下で減税・免税の資格を有するかどうかの判断を下す必要があります。

DTAは、経済協力開発機構(OECD)および国連(UN)のモデルに従っており、類似した条項がありますが、他と比較してより有利な条件を持つ条約もあります。



80カ国

ベトナムとDTAを締結

その他課税

輸入税

一般的に、ベトナム国境を越える商品は全て輸入税の対象となります。特に:

- ・ 道路、河川、海港、空港、国際鉄道、国際郵便、その他の許可された通関場所によりベトナムの国境ゲートやチェックポイントを通じて輸入される商品
- ・ 現地市場から非関税地域に移転された財貨、およびその逆
- ・ 輸入品に分類される取引または交換されるその他の物品。

輸入関税率は、普通税率、優遇税率、特別優遇税率の3つに分類されます。

優遇税率は、貿易関係において最も優遇された国をベトナムに付与する国、グループ、または地域からの輸入に適用されます。納税者は、商品の原産地を自ら申告し、商品の原産地に関する申告の責任を負います。

通常の税率は、ベトナムに最も恵まれた国の待遇や特別な輸入税の優遇を与えない国、グループ、または地域からの輸入に適用されます。通常の税率は、優遇税率の150%に相当します。

また、ベトナムは、輸入税以外にも、現行の規則に従い、アンチ・ダンピング税、アンチ・補助税、差別税、セーフガード税を課しています。

輸出入関税率は頻繁に変更されるため、常に最新の状況を確認することが賢明です。

輸出税

輸出税は、砂、チョルク、大理石、グラナイト、鉱石、原油、林産物、金属など、一般的には天然資源に限られた品目に課せられています。輸出関税率は1%から40%の範囲となります。

特別消費税(SST)

特別消費税は、特定の商品の生産または輸入、および特定のサービスの提供に対して課税される物品税の一種です。

- ・ 一般的にSSTの対象となる商品は、タバコ、葉巻、その他タバコを加工した製品、蒸留酒、ビール、特定の乗用車、シリンダー容量125cm³以上の二輪車、特定民間目的の航空機およびヨット、各種ガソリン、容量90,000BTU以下のエアコン、カード類などです。
- ・ ダンスホール、マッサージラウンジ、カラオケ店、カジノ、スロットマシン、その他類似の機械、賭け事、ゴルフ、宝くじがSST対象事業です。

購入または輸入されるSST対象商品の製造業者。SST適用原料は、輸入原料または国内サプライヤーから購入した原料に支払ったSST額を、商品販売時に支払うSST額から控除することが認められています。国内生産品の法人税課税価格は、環境保護費を除いた販売価格です。輸入段階での法人税課税価格は、輸入課税価格に輸入関税を加えたものです。課税価格に税率を乗じることにより、支払うべき法人税が算出されます。

環境保護税

環境税は間接税であり、使用時に環境に悪影響を及ぼすと判断される製品・商品に対して徴収される。この税金は、特定の商品の生産または輸入に対して、絶対税率に基づいて課されます。輸出品は環境保護税が免除されます。

固定資産税

ベトナムの固定資産税は、土地利用料、土地賃貸料、非農地利用税の3つの税金の形で課せられています。

- ・ 土地使用料は、インフラ整備のために国から土地を割り当てられ、販売または賃貸する組織で、土地使用料の支払いの対象となる組織に適用されます。このカテゴリーに属する土地の使用期間は“長期安定使用”であることが望ましいです。
- ・ 土地の賃貸料は、投資家がベトナムの土地をリース(またはレンタル)するために支払う金額です。立地条件、インフラ、事業分野など様々な要因によって異なります。賃貸料の支払いは、長期にわたる固定期間、または年単位で行われます。
- ・ 非農業用土地使用税は、農村部／都市部の住宅用地と、事業用に使用されている非農業用地に適用されます。納税額の計算は、土地の面積、土地の価格、税率に基づいて行われます。

さらに、住宅やアパートの所有者は、非農業用地利用税に関する法律に基づいて土地税を納めなければなりません。この税金は、1平方メートルあたりの所定の価格と0.03%から0.15%の累進税率に基づき、使用する特定の土地面積に対して課されます。

天然資源税(NRT)

NRTは生産物使用料税とも呼ばれます。ベトナムの法律に従って天然資源の開発または採掘に従事する全ての組織および個人は、その業種、範囲、運営形態に関わらず、ロイヤリティの登録、申告、納付の義務を負います。

課税対象資源とは、ベトナム社会主義共和国の主権下にある陸地、島、内水面、海域、排他的経済水域（ベトナムと隣国双方に共通の海域を含む）、大陸棚に存在する全ての天然資源で、金属鉱物資源、土、石、砂、砂利、石炭、宝石、鉱水、天然熱水などの非金属鉱物資源、石油、ガスまたは天然ガス、天然林産物、自然海産物、表流水、地下水などの自然水および天然資源法上のその他の天然資源が該当します。

資源の課税価格は、市場価格の原則に従い、採掘地での各品目または単位資源の販売価格となります。ロイヤリティは1%から40%、石油、天然ガス、石炭ガスは1日の平均生産量に応じて累進課税されます。

回避防止策

ベトナムには特定の租税回避防止規則はありませんが、ベトナムには特定の租税回避防止規則はありませんが、税務当局は納税者に対して税務検査を実施する権限を持っています。税務調査は定期的に行うことができますが、年に1回までとされています。税務監査または検査の期間は、監査の種類および税務当局が従う手続きによって異なります。税務調査の場合、延長を含む最大期間は、税務局(以前は税務総局として知られていました)で70日間、またはサブ税局(以前は市または地方レベルでは税務局として知られていました)で45日間です。納税者の敷地での税務監査を行う場合は、最大税務監査時間は10営業日に加え、1回限りの延長のための10営業日という制限があります。

期限より遅く納付する納税者は、納税額の延納について、全額に1日0.03%の罰金を加算した金額を納付することとなっています。申告を誤った納税者は、納付すべき税金を減らしたり、還付すべき税額を増やしたりするために、申告漏れ税額の全額を納付するか、または超過還付金を申告しなければなりません。また、過少申告や超過還付税額の20%を罰金として納付するとともに、滞納についても罰金を科すこととなっています。

脱税や不正行為を行った納税者は、規定に従って税金の全額を納付する義務があり、脱税した税額の1倍から3倍の罰金が課されます。税金の時効は10年、罰金の時効は5年が一般的です。

労働



雇用契約

雇用契約の条件は、ベトナム労働法およびその他の法律に規定された基本条項より不利でない限り、雇用者と被雇用者の間で自由に交渉することができます。

雇用契約は、次のいずれかの形式で締結されるものとします。

- ・ 無期雇用契約
- ・ 有期雇用契約- 期間は両当事者によって定義されますが、締結日から36か月を超えるません。
- ・ 期間の定めのある契約は2回までしか延長できず、3回目以降は無期限契約となります。

現地で雇用された外国人は、実際には、労働許可規定により、労働許可の期間を超えてはならない最大24か月の契約を常に結んでいます。

人件費

給与の支払方法は、時間、製品、または一定額に基づき、雇用者と従業員との間の合意により決定されます。支払いは、現金または銀行振込のいずれかで行うことができ、すべての取引手数料は雇用者が負担します。

給与の支給期間については、時給、日給、週給を受ける従業員は、各期間ごとに又は一時金として支給します。ただし、最大15日間は、両当事者の合意により決まります。

ベトナム人従業員への給与は、ベトナムドン(VND)で支払われる必要があります。外国人従業員は、給与、賞与及び手当を外貨で受け取ることが認められています。

試用期間

試用期間の長さは、職務に必要なスキルと資格によって異なり、6日から180日までの間です。試用期間中の従業員の給与は、書面で合意する必要があり、その職のフルタイム給与の85%を下回ってはなりません。

見習期間

企業は、雇用主のもとで働くために、雇用主が募集し、業務を実践する学生を受け入れることができます。実習期間は最長3ヶ月であります。

実習期間または研修期間が終了した時点で、労働法に規定された条件が満たされていれば、双方は雇用契約を締結する必要があります。

雇用契約の形態



電子様式を含む書面による雇用契約



口頭雇用契約は、期間が1ヶ月未満の場合に適用されます

雇用契約の種類



無期雇用契約



有期雇用契約

労働時間および休暇の権利

通常の就業時間



標準的な日程ベース:
最大1日8時間、または
一週間48時間

週単位の日程ベース:

使用者は、労働時間が1日につき10時間を超えず、かつ、一週間に48時間を超えない範囲内において、1日又は週単位の労働時間を決定する権利を有します。

残業及び深夜業

雇用者は、従業員の同意を得ることを条件に、従業員に残業を要求することができます。

残業時間制限:

- 1日当たりの残業時間は、総労働時間の50%を超えてはなりません(例えば、通常勤務が8時間の場合は4時間)。
- 週制またはパートタイムの従業員については、総労働時間(通常時間+残業時間)は1日12時間を超えてはなりません。
- 年間の残業時間は、法律で認められている一定の業務については、200時間、または300時間を超えてはなりません。

残業手当率:

状態	支払率 (通常の時給について)
平日(日中)	150%
週末(日中)	200%
公休・有給休暇	300%
深夜業(いつでも)	130%以上
深夜業+残業	該当する残業報酬に20%上乗せ

休暇

有給休暇:

有給休暇は、祝日以外に年間最低12日間の有給休暇が雇用契約で定められています。これは、5年間の雇用ごとに1日増加します。

病気休暇:

強制社会保険に加入するすべての従業員は、従業員の労働条件および社会保険料の拠出年数に応じて、年間30~70日を限度とする権利を有します。病気休暇給付は、ベトナム人および外国人従業員の双方に適用される雇用主ではなく、社会保険庁から支払われます。病気休暇を取得した従業員は、休暇前月の給与または社会保険料に相当する報酬の75%を受けることができます。

70日間の受給資格を超えて治療を必要とする従業員については、2025年7月1日から、2024年社会保険法に基づき、長期疾病の180日間の上限が撤廃されます。その代わりに、延長休暇の日数は医療ニーズによって決定され、この期間の報酬率は、従業員の社会保険拠出の総年数に基づいて決定されます。新制度では、拠出期間が15年未満の従業員は給与の50%、15年以上30年未満の従業員は55%、30年以上の従業員は65%を受け取ります。

出産・育児休暇:

女性従業員は、6ヶ月間の産前産後休暇を取得することができます。複数出産の場合は、2人目以降の子ども1人につき1ヶ月の追加休暇を取得することができます。従業員は、雇用者の同意及び医学的の許可を得て、少なくとも4ヶ月を経過した後は、職場に復帰することができます。出産手当は、出産休暇前の6ヶ月間の平均給与の100%が社会保険庁によって支給されます。また、2025年7月1日からは、2024年社会保険法に基づき、女性従業員には出産前健康診断を2日を超えない5回まで実施することができるようになり、過去4回の受診からの増加となっています。

生まれた子どもの人数や状況に応じて、5~14日間の出産休暇が付与されます。2025年7月1日からは、男性従業員は、現在の30日の窓口ではなく、誕生後60日以内にこの休暇を取得することができます。

育児休暇:年間20日以内(子どもが3歳になるまで)、15日以内(3~7歳)、社会保険庁負担

遺族休暇:父母、配偶者または子が死亡した場合、3日有給

結婚休暇:自己の結婚の場合は3日、子の結婚の場合は1日

賃金および強制保険

最低賃金

政令No.74/2024/ND-CPは、地域ベースの労働契約に基づく従業員の最低賃金を、地域Iから地域IVに対応する4つのレベルに分けて以下のように設定しています：

	ベトナムドン/月	ベトナムドン/時
地域I	4,960,000	23,800
地域II	4,410,000	21,000
地域III	3,860,000	18,600
地域IV	3,450,000	16,600

保険の構成要素及び保険料

2024年6月に公布され、2025年7月1日から施行される2024年社会保険法No.41/2024/QH15は、強制加入の対象を、登録事業主、公務員、近隣住民グループリーダー、企業・協同組合の未払い経営者、他のパートタイム従業員に拡大しています。

ベトナムでは、雇用主は従業員のための3種類の法定社会保障、すなわち社会保険(SI)、健康保険(HI)、雇用保険(UI)に貢献しなければなりません。正確な保険料と適用範囲は、法的基準に依存しています。

保険料は、雇用契約に定められた従業員の月給(使用者社会保険・健康保険は最低賃金の20倍、雇用保険は地域別 最低賃金の20倍を上限とする)をもとに決定されます。及び従業者の双方は、法定保険に加入することを要求されます。強制拠出率は下記の通りです。

新法では、一定の社会保険制度の保険料及び給付水準の計算には「参照水準」が用いられることが規定されています。基本給が廃止されるまでは、基準額は基本給と同等とします。

参照水準は、消費者物価指数(CPI)の上昇、経済成長、国家予算および社会保険基金の財政能力に基づいて調整されます。

保険構成要素



社会保険(SI):病気休暇、出産休暇、業務上災害・業務上疾病手当、退職年金、死亡手当等の福利厚生を確保します。



健康保険(HI):従業員は認可された医療施設で健康診断や、入院・外来治療を受けることができます。



雇用保険(UI):新たな仕事を探しながら、失業期間中に適格な従業員に財政的支援を提供するもの。失業給付の期間は、雇用保険への従業員の拠出総期間に基づいて決定されます。

基本給

現行の基本給は、法令No.73/2024/ND-CPによる月給の2,340,000ベトナムドンであります。

将来的には、2018年5月21日付決議第27-NQ/TWの賃金改革の1つの要因は、基本賃金・賃金係数体系を廃止し、職位、役職、指導的役割にリンクした特定の基本給に置き換えることあります。

	SI				HI	UI	合計
	疾病・出産基金	職業疾病事故資金	退職基金	合計SI			
現地従業員向け							
従業員			8%	8%	1.5%	1%	10.5%
雇用主	3%	0.5%	14%	17.5%	3.0%	1%	21.5%
外国人従業員向け							
従業員			8%	8%	1.5%		9.5%
雇用主	3%	0.5%	14%	17.5%	3.0%		20.5%

退職制度

2025年7月1日から施行された2024年社会保険法によれば、年金受給資格の最低拠出期間は20年から15年に短縮され、より多くの労働者が退職金の受給資格を得ることができるようにになり、無料の医療保険が適用されます。

2025年7月1日以降、社会保険に加入している従業員は、退職年齢に達したものの、社会保険料が15年未満の場合、恒久的な定住のために海外に移転した場合、またはがん、麻ひ、エイズなどの重い病気に苦しんでいる場合など、本法で定められた特定の場合を除き、一時金の受給資格を失うことになります。

年金については、消費者物価指数の上昇や国家予算・社会保険基金の財政能力を踏まえ、調整を行います。ただし、具体的な調整水準やスケジュールは、政府が決定します。

労働組合

労働組合基金への拠出率は、従業員に対する社会保険料の給与基金の2%に設定されています。この拠出金は、使用者が労働組合基金に毎月支払わなければなりません。また、社内労働組合が設立された場合、その組合員は社会保険料に充てられる給与の1%を労働組合手数料として拠出します。

2025年7月以降は、12ヶ月以上の期間の労働契約に基づきベトナムで働く外国人がベトナム労働組合に加入する資格があります。



退職

退職

ベトナムにおける労働契約の終了は、かなり複雑な場合があり、労働規約の要件に基づいています。終了の理由や雇用契約の種類によって異なる場合があります。これは、法的要件、通知期間、および可能性のある退職金に影響を与えます。

また、雇用主は雇用契約終了の日から14営業日以内に残りの給与を支払う責任があります。この期間は延長することができるが、30日間を超えてはなりません。

退職金支払額

ベトナムでは、雇用主は、少なくとも12ヶ月の期間、正規に働いた従業員に退職金を提供する責任があります(該当する場合)。1年勤務するごとに半月分の給与が支給されます。

退職金計算の基礎となる適格労働期間は1年単位(12ヶ月分)で、6ヶ月以下の場合は半年、6ヶ月を超える場合は1年と計算されます。退職金算定の基礎となる適格労働期間は、従業員が実際に雇用主のために働いた全期間及び雇用主から退職金または退職手当が支払われた期間を差し引くことになります。

通知期間

雇用主は、2019年労働法第36条に定める場合には、契約を一方的に解除する権利を有します。雇用主は、次の契約の種類に基づき、一方的な解雇の前に事前通知を行う義務があります。

- 12ヶ月未満の雇用契約の場合、少なくとも3日間
- 12ヶ月から36ヶ月までの雇用契約の場合、少なくとも30日間
- 無期限の雇用契約の場合、少なくとも45日間。

これらの通知期間は、法律により別段の定めがない限り、または労働協約において合意されない限り、強制的なものであります。

外国人労働許可証

ベトナム外国人労働法

労働法に規定されているように、外国人従業員は、現地従業員と同様の給付を受ける権利を有します。ベトナムで働く外国人は、労働許可を取得するか、労働許可を免除されていることを確認する必要があります。

外国人労働者の労働許可

法令70/2023/ND-CP(2023年9月発行)は、法令152/2020/ND-CPを改正し、簡素化された労働許可手続、経験と学位要件の減少、認可免除のより広範な適格性など、ベトナムの外国人労働者にとってより有利な条件を導入しています。

ベトナム労働許可は、海外駐在員がベトナムで合法的に働くための必須文書であり、以下の主要な詳細が記載されています:

- 有効期間: 最長2年間
- 発行権限: 内務省(MoHA)または省内務省

ベトナムの有効な労働許可証には、仮住居カードの申請が必要です。免除された場合でも、労働許可免除証明書は、法的要件を遵守するために必要であります。

外国人雇用契約

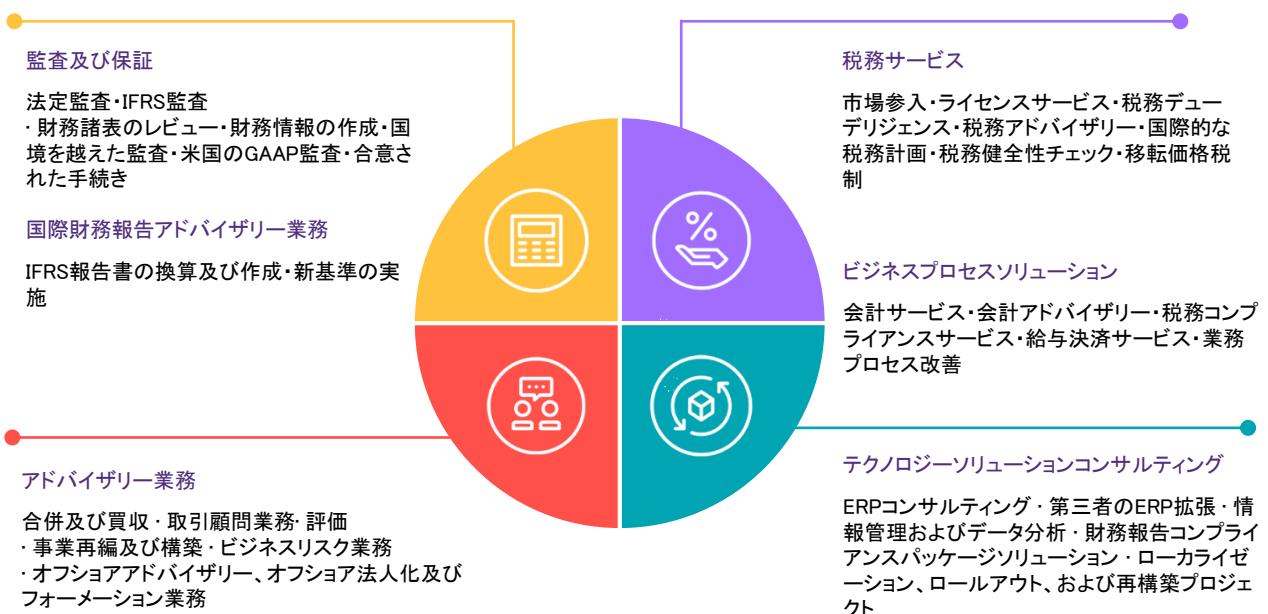
- 契約期間は、労働許可の有効期間を超えてはなりません(最長2年間)。
- 署名済み契約書は、作業許可書を発行した当局に提出しなければなりません。
- 契約書は書面で作成し、ベトナム版を含める必要があります。英語や社員の母国語などの追加言語も含めることができます。ただし、不一致が発生した場合は、ベトナムの法令に従い、ベトナム版が優先されます。

ベトナムで働く外国人はまた、病気、出産、事故、職業病、退職、死亡を対象とする強制社会保険(SI)の適用を受けます。また、医療・治療を行う義務医療保険(HI)にも加入しなければなりません。雇用保険(UI)は外国人労働者には適用されません。

Grant Thornton (Vietnam) Limited

Grant Thornton (Vietnam) Limitedは1993年に設立され、世界有数の会計・コンサルティングネットワークであるグラント・ソントン・インターナショナルの独立メンバーです。

主要な数値及び事実



ベトナムでの事業展開報告書と弊法人のサービスに関する追加情報については、弊社までお問い合わせください



Trinh Thi Tuyet Anh

Director

Business Development and International Liaison

T +84 28 3910 9100 (内線: 9170)

E <mailto:anh.trinh@vn.gt.com>

LinkedIn: [anhtrinhgtv](#) (Link)



専門家へのお問い合わせ



Nguyen Chi Trung

CEO and Managing Partner

T +84 24 3850 1686 (内線: 1616)

E <mailto:chitruong.nguyen@vn.gt.com>



Kenneth Atkinson

Founder and Senior Board Adviser

T +84 28 3910 9100 (内線: 9108)

E <mailto:ken.atkinson@vn.gt.com>



Nguy Quoc Tuan

National Head of Audit and Assurance

T +84 28 3910 9100 (内線: 9180)

E <mailto:tuan.nguy@vn.gt.com>



Hoang Khoi

National Head of Tax Services

T +84 24 3850 1686 (内線: 1618)

E <mailto:khoi.hoang@vn.gt.com>



Le Minh Thang

National Head of Business Process Solutions

T +84 28 3910 9100 (内線: 9219)

E <mailto:minhthang.le@vn.gt.com>



Nguyen Thi Vinh Ha

National Head of Advisory Services

T +84 24 3850 1686 (内線: 1600)

E <mailto:vinhha.nguyen@vn.gt.com>



Nguyen Tuan Nam

Audit Partner

T +84 24 3850 1686 (内線: 1617)

E <mailto:tuannam.nguyen@vn.gt.com>



Pham Quoc Hung

Business Process Solutions Partner

T +84 24 3850 1686 (内線: 1621)

E <mailto:hung.pham@vn.gt.com>



Le The Viet

Audit Partner

T +84 24 3850 1686 (内線: 1622)

E <mailto:viet.le@vn.gt.com>



Nguyen Manh Tuan

Audit Partner

T +84 28 3910 9100 (内線: 9184)

E <mailto:manhtuan.nguyen@vn.gt.com>



Valerie Teo

Tax Partner

T +84 28 3910 9100 (内線: 9235)

E <mailto:valerie.teo@vn.gt.com>



Nguyen Hong Ha

Audit Partner

T +84 24 3850 1686 (内線: 1601)

E <mailto:hongha.nguyen@vn.gt.com>



Nguyen Dao Thanh Thao

Audit Partner

T +84 28 3910 9100 (内線: 9162)

E <mailto:thao.nguyen@vn.gt.com>



Daniel De Waal

Audit Partner

T +84 28 3910 9100 (内線: 9131)

E <mailto:daniel.dewaal@vn.gt.com>

現地および国際部門への連絡先



ジャパンデスク

ジャパンデスクは、バイリンガルの専門知識と、日本のビジネス文化やベトナムの規制環境に関する深い見識を組み合わせています。日本の経験豊富な専門家チームは、グラン・ソントン・ジャパンの強力な支援を受け、ベトナムでの課題克服、業務の効率化、成長機会の獲得に役立つよう、カスタマイズされた実用的なソリューションを提供しています。



Jin Nishina

Director

T +84 28 3910 9100 (内線: 9208)

E nishina.jin@vn.gt.com



Masanobu Taniguchi

Director

T +84 24 3850 1686 (内線: 1696)

E masanobu.taniguchi@vn.gt.com



中国デスク

弊社の豊富な業界知識、税務、監査、アドバイザリー・サービスの経験、バイリンガル・スペシャリストの専属チーム、グローバル・グラン・ソントン・ネットワークを活用して、お客様の市場戦略をご案内するためのアドバイスを提供することができます。ベトナムで事業を開拓する際に直面した課題をナビゲートすることを支援し、したがって、成功を支援します。



Valerie Teo Liang Tuan (张良端)

Partner, Tax Services

T +84 28 3910 9100 (内線: 9235)

E <mailto:valerie.teo@vn.gt.com>



Lac Boi Tho

Director, Tax Services

T +84 28 3910 9100 (内線: 9240)

E <mailto:tho.lac@vn.gt.com>



韓国デスク

韓国デスクは、バイリンガル機能と、韓国のビジネス文化とベトナムの規制環境を明確に理解することを兼ね備えています。経験豊富な韓国とベトナムのプロフェッショナルが主導し、Grant Thornton Korea (DaeJoo) および弊社のグローバルネットワークとの緊密な連携に支えられ、韓国のビジネスが課題を克服し、コンプライアンスを確保し、ベトナムでの持続的成長を達成できるよう支援するための、テラーメイドで実用的なソリューションを提供します。



Duckho Song

Partner, Vietnam Business Service at Grant Thornton Korea

T +82 2 552 3729

E andrew.song@kr.gt.com



Seungyeol Park

Director, Vietnam Business Service at Grant Thornton Korea

T +82 2 501 7414

E kyle.park@kr.gt.com

Grant Thornton Vietnam 事務所

ハノイ本社

18階

Hoa Binh International Office Building

106 Hoang Quoc Viet Street

Nghia Do Ward, Hanoi,

Vietnam

T +84 24 3850 1686

F +84 24 3850 1688

E grant.thornton@vn.gt.com

www.grantthornton.com.vn

ホーチミン事務所

14階

Pearl Plaza

561A Dien Bien Phu Street

Thanh My Tay Ward, Ho Chi Minh,

Vietnam

T +84 28 3910 9100

F +84 28 3910 9101

